

第6次福知山市高齢者保健福祉計画

【中間案】

平成23年12月

福知山市

【目次】

第 I 編 総論.....	6
第 1 章 計画の基本的な考え方.....	7
1. 計画策定の趣旨.....	7
2. 計画の位置づけと期間.....	8
(1) 法令の根拠.....	8
(2) 関連計画との関係.....	8
(3) 計画の期間.....	9
3. 他制度による計画等の整合調和について.....	10
4. 計画の策定体制.....	11
(1) 福知山市高齢者対策協議会における検討.....	11
(2) 計画策定についての実態調査の実施.....	11
第 2 章 福知山市の高齢者等を取り巻く現状.....	12
1. 人口構造.....	12
(1) 総人口・高齢者（被保険者）の推移.....	12
(2) 高齢化率の推移.....	13
(3) 高齢者世帯の状況.....	13
(4) 要介護度別認定者数等の推移.....	14
2. 総人口・高齢者（被保険者）の将来推計.....	14
3. 要介護度別認定者数等の将来推計.....	15
4. 実態調査結果からみる高齢者の状況.....	15
5. 計画の推進に向けた主な課題と方向性.....	17
第 3 章 福知山市高齢者施策の将来ビジョン.....	20
1. 高齢者施策の基本理念.....	20
(1) 誰もがいきいきと暮らせるまちづくり.....	20
(2) 充実したサービス提供の体制づくり.....	20
(3) 若いうちからの健康づくり.....	21
(4) 地域福祉のネットワークづくり.....	21
2. 計画の施策目標.....	21
(1) 活力ある高齢者をめざして.....	21
(2) 地域で暮らし続けるために.....	22
(3) 地域包括ケアシステムの確立にむけて.....	23

第Ⅱ編 各論.....	26
第1章 地域と高齢者の状況.....	27
1. 福知山市の日常生活圏域.....	27
2. 日常生活圏域における現状と課題.....	28
(1) 日常生活圏域における認定者等の状況.....	28
(2) 日常生活圏域における介護サービス利用の状況.....	30
(3) 日常生活圏域における生きがづくりについて.....	32
3. 日常生活圏域ごとの施設サービスの状況.....	33
(1) 地域密着型施設等の整備状況.....	33
(2) 日常生活圏域別施設等の整備状況.....	33
第2章 適切な介護給付・介護予防給付の実施.....	35
1. 介護保険サービス・介護予防サービスの等の基盤強化.....	35
(1) 質の高いサービス提供体制の推進.....	35
(2) 介護保険サービスの利用促進.....	35
(3) 介護保険サービスの適正化.....	36
(4) 介護保険料段階の細分化.....	36
2. 介護給付等対象サービスの計画について.....	37
(1) 地域密着型サービスの実績及び見込み.....	38
(2) 居宅サービス・施設サービスの実績及び見込み.....	39
(3) 標準給付額等について.....	41
第3章 高齢者保健福祉基盤の充実.....	42
1. 地域包括支援センターの概要.....	42
(1) 地域包括支援センターの運営方針等について.....	42
(2) 地域包括ケアの総合的な推進について.....	42
2. 地域支援事業の推進.....	43
(1) 介護予防の推進.....	43
(2) 認知症支援策の推進.....	48
(3) 生活支援サービスの確保や権利擁護の充実.....	50
(4) その他の地域支援事業.....	52
3. 高齢者福祉サービスの実施.....	56
(1) 在宅サービス.....	56
(2) 施設サービス.....	57
(3) 在宅介護支援センター.....	60

第4章 高齢者を地域全体で支えるシステムづくり	61
1. 介護サービスの充実強化と介護予防の推進	61
(1) 介護サービスの適切な提供	61
(2) 介護予防の推進	61
2. 認知症支援策の充実	61
(1) 認知症高齢者ケアマネジメント体制の強化	61
(2) 早期診断・適切なケアの普及	62
(3) 認知症高齢者・家族等への支援	62
(4) 認知症に対する理解の促進	62
3. 生活支援サービスの確保や権利擁護の充実	62
(1) 見守りなど、多様な生活支援の整備	62
(2) 権利擁護の推進	62
(3) 高齢者虐待への対応	63
(4) 介護家族者への支援	63
4. 医療との連携強化	63
(1) 地域包括ケア体制の整備	63
(2) 医療と介護の連携	63
5. 高齢者住まいについて	64
(1) 高齢者の住環境の整備	64
第5章 高齢者が住みよい環境づくり	65
1. 高齢者の生きがいづくり	65
(1) 生きがいづくりへの参加促進	65
(2) ボランティア活動等、社会参加の促進	65
2. 安心・安全のまちづくりの推進	65
(1) 高齢者に配慮したまちづくりの推進	65
(2) 福祉コミュニティの醸成	65
(3) 福祉学習の推進	66
(4) 情報提供体制の確立	66
(5) 交通安全・防火防災・防犯対策の強化	66
3. 関係機関等の連携体制の確立	67
(1) 社会福祉協議会	67
(2) 地区福祉推進事業	67
(3) ボランティア・NPO等との連携	67

第6章 計画の円滑な推進に向けて.....	68
1. 関係機関との連携及び役割の強化.....	68
2. 地域包括ケアシステムの推進.....	68
(1) 福知山市における地域包括ケアシステムの考え方.....	68
(2) 地域包括支援センターの機能強化.....	69
(3) 地域リハビリテーションの推進.....	70
(4) 高齢者福祉・介護を担う人材育成と確保.....	71
(5) 地域福祉の推進.....	71
3. 情報提供・相談体制の推進.....	72
4. 評価及び進行管理の体制の構築.....	72

第 I 編 総論

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

介護保険制度がスタートして10年が経過し、「介護の社会化」は着実に浸透してきた一方、介護保険料の高騰や“介護難民”の発生などの問題も生じています。

本市においては、平成18年3月に“平成27年（2015年）の高齢者介護”のあるべき姿を設定した「第4次福知山市高齢者保健福祉計画」を策定し、保健・福祉サービスの推進や介護保険制度の円滑な実施・運営に取り組んできました。さらに、平成21年3月に策定した「第5次福知山市高齢者保健福祉計画」では、医療構造改革により「老人保健法」の「高齢者の医療の確保に関する法律」への改正、老人保健事業についての医療保険者が計画に基づき実施する特定健診・特定保健指導と、健康増進法に基づき実施される事業に再編される制度改正を踏まえて、“平成27年（2015年）の高齢者介護”のあるべき姿を念頭に置きながら、高齢者支援のニーズに対して、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する取り組みのより一層の推進に取り組んできました。

今回の計画策定においては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいの5つの項目を一体化して提供していくという『地域包括ケア』の考え方を念頭に置きつつ、高齢者や高齢者を取り巻く地域の事情、特性等を反映させることにより、地域に相応しいサービス提供体制の実現につなげることが必要とされています。

また、平成27年を見据え、平成17年に行われた介護保険の持続可能性等の観点からの介護保険法の大幅な改正に伴う予防重視、地域密着型サービスの導入や地域包括支援センターの創設など新たなサービス体系の導入をして以来、平成26年度末をひとつの目標時期とした中期的な視点で各種の取り組みを行っています。

今後、平成27年（2015年）の高齢者の将来ビジョンを明確にし、すべての高齢者やその家族が地域社会において、健やかに安心して、生きがいを持って生活することができる社会の構築と地域における高齢化のピーク時にめざすべきケアシステムの達成に向けて「第6次福知山市高齢者保健福祉計画」を策定するものとします。

2. 計画の位置づけと期間

(1) 法令の根拠

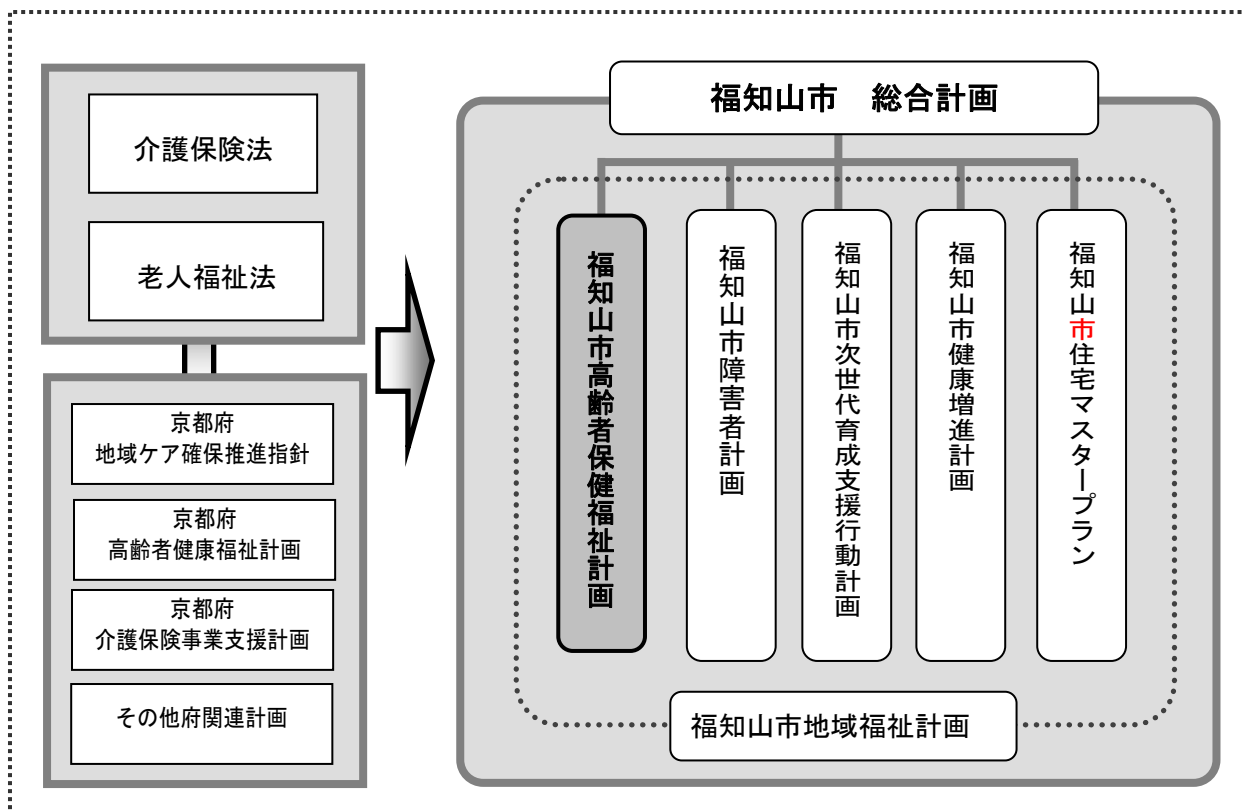
本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に定める老人福祉計画と介護保険法第117条の規定に定める第5期介護保険事業計画とをあわせ、一体的に策定したものです。

(2) 関連計画との関係

本計画は、「第4次福知山市総合計画」を上位計画とし、高齢者福祉と介護保険事業を一体的に推進するための個別計画として位置づけられるものです。なお、本計画に位置づけられる具体的な事業については「第4次福知山市総合計画」の実施計画と調整を図りながら進めていきます。

また、高齢者保健福祉施策や介護保険制度を円滑に実施するだけでなく、住まい、介護、予防、医療、生活支援の5つの項目を一体的に提供していく『地域包括ケア』の考え方に基づくことが重要であるため、「福知山市地域福祉計画」「福知山市障害者計画」「福知山市健康増進計画」などの保健・福祉・医療に関する事項を定める各種計画と調和を図るとともに、「京都府地域ケア確保推進指針」など関連する計画等との連携を図ることで、平成26年度(第6次福知山市高齢者保健福祉計画の最終年度)に向けた中長期的な方向性が明らかになったものとします。

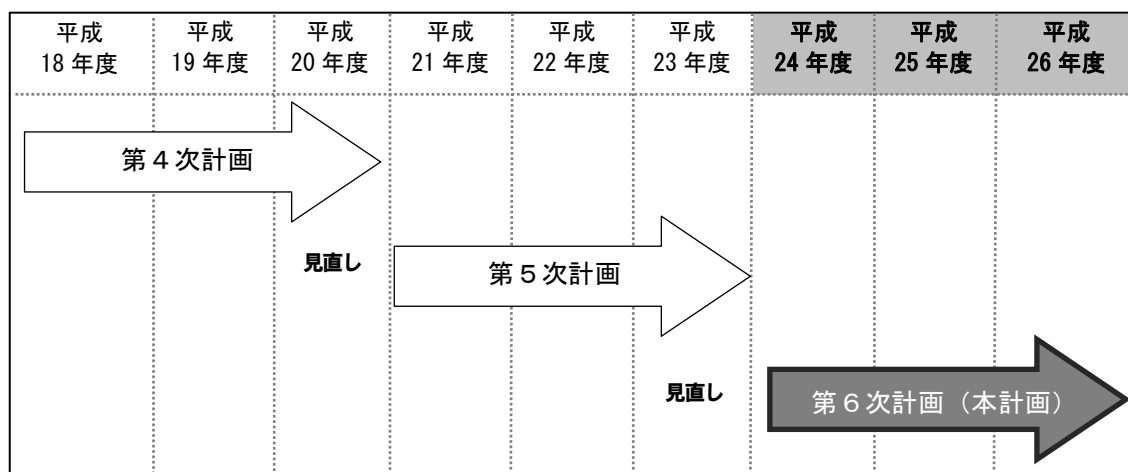
■計画の位置づけ



(3) 計画の期間

計画期間は、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間の計画とします。なお、本計画は第 5 次計画までの取り組みを踏まえ、また第 7 次計画以降、高齢化のピーク時のめざすべきケアシステムを念頭において取り組んでいきます。

■計画の期間

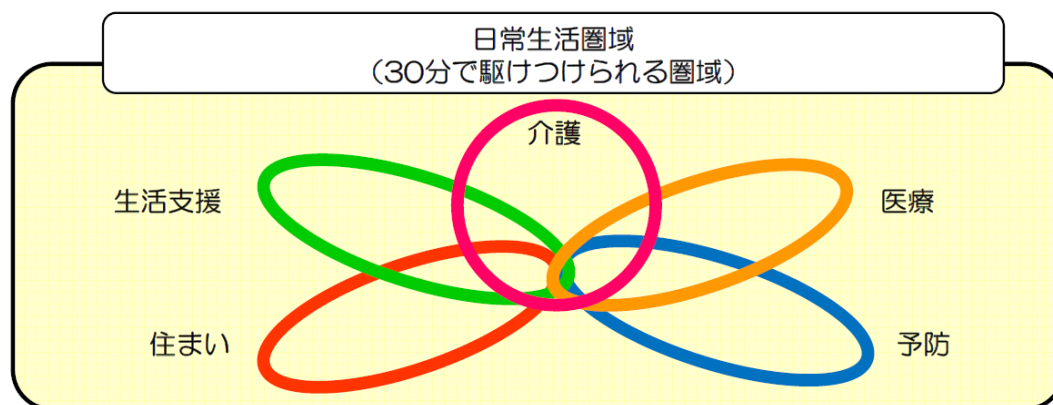


※第 6 次福知山市高齢者保健福祉計画のなかには、第 5 期介護保険事業計画が含まれています。

3. 他制度による計画等の整合調和について

「地域包括ケア」のより一層の充実をめざし、高齢者が自立して地域で生活を営めるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まい、が一体的に切れ目なく提供される体制をめざします。

■地域包括ケアシステムイメージ図（国資料より）



■参考：地域包括ケアの5つの視点による取組

地域包括ケアを実現するためには、次の5つの視点での取組が包括的（利用者のニーズに応じた①～⑤住まいの適切な組み合わせによるサービス提供）、継続的（入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供）に行われることが必須となっています。

①医療との連携強化

- ・24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化
- ・介護職員によるたんの吸引などの医療行為の実施

②介護サービスの充実強化

- ・特養などの介護拠点の緊急整備（平成21年度補正予算：3年間で16万人分確保）
- ・24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設など在宅サービスの強化

③予防の推進

- ・できる限り要介護状態とならないための予防の取組や自立支援型の介護の推進

④見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など

- ・ひとり暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、さまざまな生活支援（見守り、配食などの生活支援や財産管理などの権利擁護サービス）サービスを推進

⑤高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備（国交省と連携）

- ・一定の基準を満たした有料老人ホームと高齢者専用賃貸住宅をサービス付高齢者住宅として高齢者住まい法に位置づけ

4. 計画の策定体制

(1) 福知山市高齢者対策協議会における検討

計画の策定に際しては、保健・福祉・医療の各分野の関係者の方々と構成した「福知山市高齢者対策協議会」をはじめ、広く市民の方から本市のめざすべき高齢社会についてのご意見をいただき、計画に反映しながら策定を行いました。

(2) 計画策定についての実態調査の実施

■実態調査の概要

対象者区分	対象者抽出の条件	対象者数
一般高齢者	市内に住所を有する65歳以上の市民から無作為抽出	400人
要介護認定者	本市に住所を有し、要介護認定を受けている市民のうち、介護保険施設に入所していない市民全員	3,256人
介護保険施設入所者	平成22年9月分の介護給付実績報告で把握した介護保険施設入所者から無作為抽出	300人

■回収結果

対象者区分	配付数	有効回答数	有効回答率
一般高齢者	400件	290件	72.5%
要介護認定者	3,256件	2,003件	61.5%
介護保険施設入所者	300件	142件	47.3%

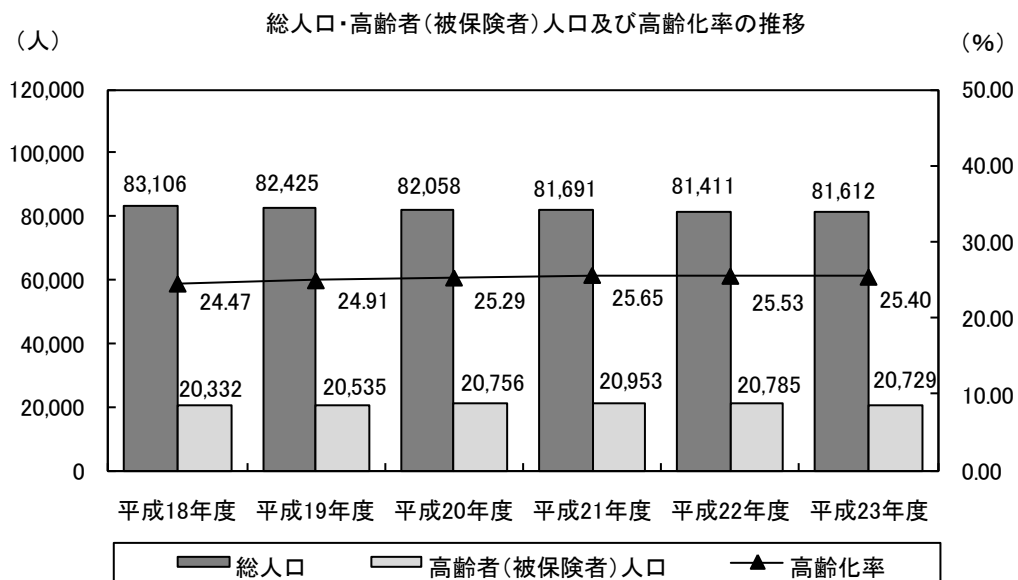
第2章 福知山市の高齢者等を取り巻く現状

1. 人口構造

(1) 総人口・高齢者（被保険者）の推移

本市の総人口は、減少傾向にあり、平成23年度では81,612人となっており、平成18年度と比較すると1,494人の減少となっています。

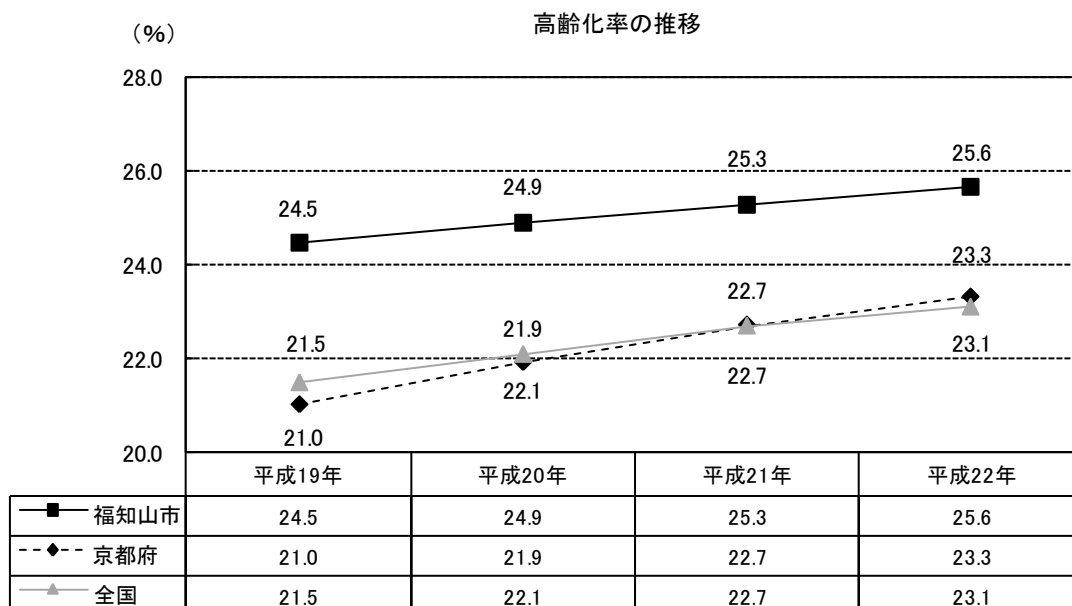
高齢者（被保険者）人口においては、平成21年度までは増加傾向にありましたが、平成22年度以降は減少しており、平成23年度では20,729人となっています。また、高齢化率も同様の傾向にあり、平成23年度では25.40%となっています。



資料：福祉保健部 高齢者福祉課（各年度3月末現在、平成23年度のみ6月末現在）

(2) 高齢化率の推移

本市の高齢化率（人口全体のうち65歳以上人口の占める割合）をみると、全国、京都府と比較して、全体的に高くなっています。



資料：市…福祉保健部 高齢者福祉課（各年3月末現在）、京都府…京都府統計データ（各年3月31日現在）、全国…内閣府：高齢社会白書（各年10月1日現在）

(3) 高齢者世帯の状況

本市の一般世帯の状況は、平成7年から平成17年において増加し続け、10年間で2,840世帯増加しています。

65歳以上の高齢者のいる世帯では、平成7年から平成17年にかけて、増加していますが、平成12年から平成17年の5年間の増加数は平成7年から平成12年の5年間に比べて鈍化している一方、高齢者ひとり暮らし世帯は年々増加傾向にあります。

■ 高齢者世帯の推移

単位：世帯

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯	27,667	29,496	30,507	
65歳以上の高齢者のいる世帯	11,448	12,500	13,005	
高齢者夫婦のみの世帯	2,899	3,468	3,079	
高齢者ひとり暮らし世帯	2,000	2,497	2,843	

資料：国勢調査（平成17年まで旧1市3町合算）

(4) 要介護度別認定者数等の推移

要介護度別認定者数の推移をみると、全体的に年々増加傾向にあります。また、平成18年度までは「要介護1」の全体に占める割合が最も高くなっていましたが、平成19年度以降は「要介護2」の割合が最も高くなっていきます。

■要介護度別認定者数の推移

単位：人

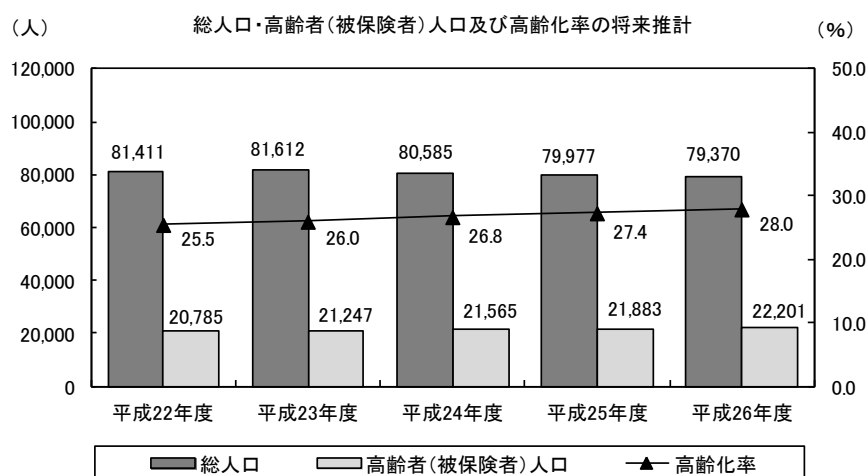
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
要支援	要支援1	411	340	282	242	233	237
	要支援2		250	450	529	542	571
要介護1		1,161	909	673	659	657	740
要介護2		536	618	744	798	862	849
要介護3		488	547	653	713	712	736
要介護4		393	447	524	528	565	513
要介護5		348	351	340	350	384	457
合計		3,337	3,462	3,666	3,819	3,955	4,103

資料：介護保険事業状況報告（各年度末の3月月報）、平成20年度以降は福祉保健部 高齢者福祉課（各年度3月末現在）
 ※平成18年度から従来の「要支援」は、「要支援1」と「要支援2」に区分変更されています。

2. 総人口・高齢者（被保険者）の将来推計

本市の総人口及び高齢者（被保険者）人口の将来推計において、総人口では平成22年度から平成26年度まで減少傾向にあり、この間2,041人減少すると見込まれます。

一方、高齢者（被保険者）人口においては増加傾向にあり、平成22年度から平成26年度にかけて1,416人増加し、高齢化率は、平成26年度で28.0%になると見込まれます。



資料：平成17年と平成22年の住民基本台帳人口をもとに、コーホート変化率法によって算出
 ※平成22年度は実績

3. 要介護度別認定者数等の将来推計

要介護度別認定者数等の将来推計では、全体的に要介護認定者数は増加傾向にあり、要介護1から要介護3の占める割合が高くなっています。また、要介護1にみられるように、全体的に要介護認定者の増加幅が大きく、要支援者の増加幅を上回っています。

今後、高齢者人口が増加するなかで、介護予防等により要介護認定の重度化を防ぐとともに、各種サービスの提供により、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境を整備する必要があります。

■要介護度別認定者数の推移

単位：人

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
要支援	要支援 1	216	257	230	213
	要支援 2	544	504	476	490
要介護 1		756	836	920	1,032
要介護 2		876	884	895	955
要介護 3		750	775	838	877
要介護 4		533	476	434	396
要介護 5		480	538	597	657
合 計		4,155	4,271	4,390	4,620

資料：介護保険事業状況報告（各年度末の3月月報）、平成20年度以降は福祉保健部 高齢者福祉課（各年度3月末現在）
 ※平成18年度から従来の「要支援」は、「要支援1」と「要支援2」に区分変更されています。

4. 実態調査結果からみる高齢者の状況

※実態調査結果の主な結果は資料編に掲載します。

要介護状態への移行・状態の悪化を防ぐ介護予防や認知症対策、介護保険サービス以外での日常の見守り支援、身近な地域での居場所・住民同士の交流の場づくりに対する要望が多くあがっています。

その中で、介護予防対策については、介護予防教室等が近隣で開催された場合に「積極的に参加したい」意向があるのは一般高齢者の17.6%にとどまっており、介護予防実践の意識の低さと施策に対する要望の多さとの乖離が見受けられます。一次予防としての啓発・情報提供、二次予防が必要な高齢者の介護予防教室への参加勧奨、継続的なフォローを行う体制、魅力ある教室等の開催に関する取組が重要となっています。

また、調査対象間での施策に対する要望の差異について、一般高齢者は要介護認定を受けていない背景からみて、介護予防や認知症対策など心身の健康保持・改善に係る支援、趣味や社会活動等の生きがいづくりを重視する傾向がうかがえます。一方、要介護認定者及びその家族介護者は、日常の在宅生活を支える生活支援サービスの充実を重視する傾向がうかがえます。

●健康や介護予防について

健康づくり・介護予防に対する関心の高さに比べて、市が実施する介護予防事業への参加意向は低くなっています。健康づくり・介護予防の実践へと導くための効果的で、きめ細かな啓発、魅力的な介護予防事業の内容と実施方法の検討が必要といえます。特に、日常生活圏域など身近な地域での開催など、市民が参加しやすい条件整備を図る必要があります。

また、認知症予防・早期発見には、一般高齢者・要介護認定者だけでなく、要介護認定者の家族介護者からも取り組みを望む声が多く寄せられています。要介護者の増加に伴って認知症高齢者も増加することから、保健・医療・福祉、そして介護が一体となった対策が求められます。

●介護保険制度、介護保険サービスについて

訪問介護や通所介護、短期入所生活介護といった在宅三本柱のほか、福祉用具貸与や住宅改修も利用量を増やしたい、今後新たに利用したいという意向が高くなっています。実際の給付実績の傾向も踏まえながら、利用実態・意向に即したサービス基盤の整備を引き続き図る必要があります。

また、一般高齢者で介護保険サービスの内容の認知度が低いことを踏まえ、必要になった時に必要なサービスを安心して受けられるよう、介護保険サービスの利用しやすさの向上を図るだけでなく、介護保険制度・サービス全般の詳細な情報提供・周知をより一層図る必要があります。

高齢者福祉サービスに関する周知を徹底し、ケアプランでのサービスの活用、高齢者本人や家族からの相談に応じてサービスの利用へ連携する体制の確保が求められます。また、相談支援窓口の役割・機能分担、体制を周知し、相談時に市民が困らないようにする必要があります。

●介護保険サービス以外の福祉サービスについて

高齢者福祉サービスは利用率が低いことから、市窓口や地域包括支援センター等の相談支援窓口での情報提供、「広報ふくちやま」等を活用した広報により、継続的に広く市民に周知を行うとともに、市窓口や地域包括支援センター等で応じた相談内容を受けて、必要とされている支援・サービスを適切かつ効果的に提供できるよう、関係機関・窓口が緊密な連携を図る必要があります。

また、地域包括支援センターについては、地域包括ケアシステムの拠点として、より一層の機能強化、全市的な周知を図る必要があります。特に、困った時の各相談支援窓口の役割・機能分担、相談体制をわかりやすく説明し、市民が相談の段階で混乱しないようにする必要があります。

●生きがいづくりについて

一般高齢者で生きがい活動等を知らない人が多いことから、市行政が実施する生きがい活動だけでなく、市民やボランティア等が主体的に取り組む活動も含めた情報を広く提供し、

市民の多様な価値観やニーズに対応できる生きがい活動を展開していく必要があります。

地域のふれあい・支えあい活動は、市町合併前の旧3町を含む日常生活圏域とそれ以外の圏域とで取組状況に差がみられることから、活動のさらなる発展・充実が期待される一方で、全市的な取組へと広げるための啓発、活動の支援が求められます。

●要介護者を介護する家族について

要介護認定者家族介護者の悩みとして、特定の家族に介護負担が集中していることがあげられており、家族介護による自助を支援する公助として家族介護者支援事業等に係る情報提供・周知を行い、介護者負担の軽減、在宅介護支援に引き続き取り組む必要があります。

●高齢者施策に対する要望について

市に希望する高齢者施策として、介護予防や認知症対策、日常の見守り支援、身近な地域での居場所・住民同士の交流の場づくりを求める声が一般高齢者、要介護認定者とその家族から特に多くの意見があがっています。

5. 計画の推進に向けた主な課題と方向性

本計画は、“平成27年（2015年）の高齢者介護”の姿をめざすため、前回計画から継続している課題、現在直面している新たな課題をふまえ、計画の円滑な推進を図ります。

●要介護状態とならないための「介護予防対策」の充実

介護保険法の改正により、要支援の認定者に提供される介護予防サービスは、介護予防に特化した視点でサービス提供を行うこととなり、ケアマネジメントの質の向上とともに、介護予防サービスの提供内容の見直しや、対象者の選定から事業の実施、評価方法まで一貫した効果的な介護予防システムが必要です。

アンケート調査結果では、介護予防事業の利用意向は、「認知症予防教室」が一般高齢者では34.1%、要介護認定者では20.1%で最も多くなっています。一方で、介護予防教室等が住まいの近隣で開催された場合に「積極的に参加したい」意向があるのは一般高齢者の17.6%にとどまり、日常生活圏域別にみても、積極的な参加意向を持つ人は少ない傾向にあります。

介護予防に対して、認識・関心はありますが、積極的には取り組んでいない状況であるため、今後は介護予防・健康づくりの重要性を伝えることに加え、具体的な活動として移行させることが求められます。そのため、高齢者の介護予防・健康づくりに対するニーズを把握することや、生きがいづくり活動と連携させるなど、誰もが気軽に楽しく参加でき、できる限り要介護状態とならないための予防の取り組みや自立支援型の介護を推進する必要があります。

●認知症の予防と早期発見等の充実

介護保険制度発足以来、グループホームの整備が進んでいる一方で、認知症に対する認識

やその対応、治療面などについては、今後も対策を充実させていく必要があります。

認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域での支えあいや助けあいが必要となるため、あらゆる年代層に対して、認知症を知り、地域で見守る人を増やすことができるよう、地域特性を把握し、見守りなどの拡充・充実が必要です。アンケート調査結果では、一般高齢者の認知症に関する知識の程度については、90.0%が認知症について何らかの知識を有していることがうかがえます。今後、認知症の進行を防ぐには、早期発見と早期ケアの対策が重要であり、医師と連携や、早期発見が行える体制を整備することが重要です。

さらに、今後、ひとり暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加による認知症の増加を踏まえ、利用者の増加が見込まれる成年後見制度などの高齢者の権利擁護に向けた取り組みを充実させていくことが必要です。

●生きがいづくりの充実

高齢者が地域で元気に暮らしていくためには、体の健康づくりを進めるとともに、生きがい活動や趣味活動などの心の健康づくりも充実させていくことが求められます。

アンケート調査結果では、一般高齢者が生きがい活動等に参加している理由として、「生活に充実感を持ちたいから」(60.4%)が最も多く、続いて、「健康や体力に自信をつけたいから」(49.5%)、「社会への見方を広めたいから」(32.4%)などとなっており、生活の質を高めること、健康づくり・介護予防の視点で参加する人が多いことが見受けられます。一方、生きがい活動等に参加していない理由は、「どのような活動が行われているか知らないから」(45.8%)が最も多く、続いて、「利用したいと思うものがないから」(22.2%)、「家庭の事情(仕事・介護等)があるから」(18.3%)などとなっており、的確な周知・情報提供、魅力的な活動の実施が求められています。

今後、ひとり暮らし高齢者数も年々増加傾向にあることから、地域で行われているさまざまな交流機会や多様な世代間交流への参加を促進することが必要です。さらに、趣味活動や生涯学習活動においても、活動成果を地域住民と共有する機会の創設など、地域交流を活発にする仕組みづくりも考えられます。

●いつまでも安心して暮らせる「住まいと医療」との連携

高齢者が可能な限り在宅で生活していくためには、地域特性をふまえた住まいのあり方について検討を図っていく必要があります。そのなかで、在宅での介護を続けるためには、家族や親族、サービス事業所等の協力が必要であることから、高齢者に対する支援・サービスだけでなく、家族介護者に対する研修会や支援・サービスの情報提供もより積極的に行っていく必要があります。また、相談内容を受けて、必要としている支援・サービスを適切かつ効果的に提供できるよう、関係機関・窓口が緊密な連携を図ることも重要です。

さらに、高齢者の健康状態の管理や健康悪化の早期発見・早期治療を図るためには、かかりつけ医の存在が重要になるため、医療との連携を強化する必要があります。

●地域全体で高齢者を支える「生活支援サービス」の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、介護保険サービス以外にも、配食や見守り、買い物など、多様な生活支援サービスの充実が必要です。これらのサービスと介護保険サービスを組みあわせれば、自宅で生活を継続することが可能となります。特に、軽度者については、介護予防と生活支援サービスを一体化し、サービスをコーディネートすることも考えられます。特に、認知症高齢者に対応した見守りや支援の確立や、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯の増加に対応した権利擁護の推進など、地域全体で高齢者を支えあえる環境づくりに努める必要があります。

●計画の点検・評価システムの確立

多様なニーズに対応できる体制を確立していくためには、高齢者福祉サービス全般において、十分なサービス基盤の整備を推進するとともに、サービスに従事する人材の養成と育成の充実によりサービスの質の向上を図らなければなりません。

今後も本市における高齢者施策を総合的に推進していくための基礎となる本計画の進捗状況の点検及び評価・分析が不可欠であり、「計画(Plan)-実施・実行(Do)-点検・評価(Check)-処置・改善(Action)」の「PDCAマネジメントサイクル」に基づく、計画の進行管理をさらに強化していく必要があります。

第3章 福知山市高齢者施策の将来ビジョン

1. 高齢者施策の基本理念

団塊の世代が高齢期を迎える“平成27年（2015年）の高齢者介護”の姿を見据え、介護予防の推進や介護給付の適正化など、これまでの課題への対応と前回計画のさらなる取り組みの推進が必要となっています。

国においては、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」を一体化して提供していく『地域包括ケア』の考え方にに基づき、取り組みを進めていくことが必要としています。

本市においても今回の計画では、めざすべき“平成27年（2015年）における福知山市の姿”の実現に向け、第5次福知山市高齢者保健福祉計画で立てた基本理念及び施策目標を継承しつつ、ささえあい、共に幸せを生きることができ「地域包括ケアの実現」をめざし、施策の展開を行います。

（1）誰もがいきいきと暮らせるまちづくり

市民の誰もが充実した生活を送るためには、今後も保健・福祉・医療の充実をめざしていくことが大切です。特に、認知症高齢者に対応した見守りや支援の確立、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯の増加に対応した、さまざまな生活支援サービスを提供することが必要となっています。そのためには、市民一人ひとりにあったサービスが選択できるよう、サービス内容等をより詳しく提供するとともに、サービスに関する苦情に対しても、ケアマネジャーや社会福祉士、保健師、行政等が連携し、改善策や対応策を講じるなど、介護保険サービスのさらなる充実を図ります。

また、今後高齢者が増加していくなか、高齢期になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、高齢者の多様な住まいについて検討するとともに、高齢者の生きがいづくりなども重要となってきます。今後、団塊の世代の大量退職なども見据え、高齢者が地域社会の一員として生きがいと役割を持って、いきいきと暮らし続けることができるまちづくりが必要となっています。

（2）充実したサービス提供の体制づくり

高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるように居宅サービスの充実を図るなど、介護拠点の整備や在宅サービスの強化など、各種介護保険サービスを適正に充実させていくことが必要です。

また、平成18年度から創設された「新予防給付」や「地域密着型サービス」「地域支援事業」等についても質・量の両面での基盤整備を積極的に進め、サービスを必要とする方へ適切に提供できる体制を整備します。さらに、ニーズに対応した供給が行えるよう、給付と負担のバランスにも考慮した介護サービスの提供が求められます。

(3) 若いうちからの健康づくり

高齢者が健康に暮らしていくためには、市民一人ひとりが健康づくりに対して、積極的に取り組んでいくことが大切です。特に要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を早期発見し、疾病予防や介護予防事業により事前予防を図っていきます。

また、平成20年4月に改正された「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、医療保険によって実施している「特定健康診査」「特定保健指導」についても、今後は介護予防・健康づくりの重要性を伝えることに加え、具体的な活動として健診の受診率や保健指導の実施率の向上を図ることが求められます。

そのため、高齢者の介護予防・健康づくりに対するニーズを把握することや、生きがいづくり活動と連携させるなど、誰もが気軽に楽しく参加できる機会づくりが必要です。今後も関係機関との連携を密にし、できる限り要介護状態にならないため、高齢者を含め、若いうちからの生活習慣病予防、健康づくりの強化等に取り組めます。

(4) 地域福祉のネットワークづくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、高齢者のみならず、その家族も地域全体で支える体制を構築することが今後も求められています。

高齢者が生涯を通じて安心して暮らしていくために、さらに、地域包括支援センターの周知を図るとともに、社会福祉協議会や医療機関、ケアマネジャー等との連携により、高齢者一人ひとりに合った包括的・継続的な支援体制及び機能強化を図っていく必要があります。

また、地域包括支援センターと地域住民やボランティア、特定非営利活動法人（NPO法人）等との連携を強化し、高齢者やその家族を地域全体で支える地域福祉コミュニティを形成することで、地域の高齢者が気軽に相談でき、地域全体で高齢者を支援することができる「地域包括ケア体制」の構築をめざします。

2. 計画の施策目標

(1) 活力ある高齢者をめざして

①健康づくりと介護予防の強化

今後も要支援・要介護状態や認知症になることを予防するため、高齢者の生活と健康状態を把握しながら効果的に支援し、健康づくりと介護予防を連続的かつ一体的に取り組めます。

そのため、できる限り要介護状態にならないため、高齢者を含め、若いうちからの生活習慣病予防、健康づくりの強化、介護予防の普及啓発等に取り組めます。また、高齢者が要支援・要介護状態になるおそれがある状況になったときには、継続性をもった介護予防サービスを提供します。

②高齢者の積極的な社会参加

明るく活気に満ちた高齢社会を確立するためには、高齢者自身が地域社会のなかで自らの経験を活かして、積極的な役割を果たしていくような社会づくりが重要です。

今後も高齢者が就労やさまざまな社会活動へ参加するとともに、自らが地域社会の一員として介護の担い手としても活躍していくことが期待されます。

③高齢者の元気力を高める仕組みづくり

高齢者がその人らしくいきいきと暮らしていくためには、健康づくりや介護予防などの体の健康づくりや生きがいづくりのほか、これまで培った知識や経験を次世代の子どもたちに伝えていくような活動等にも積極的に参加していくなど、積極的な社会参加などの心の健康づくりが大切です。そのため、より効果的な介護予防の実施・研究に努めて、総合的な介護予防システムを構築します。また、老人クラブやシルバー人材センターなどの活動組織との連携や生涯学習などの充実など、高齢者の生きがいづくりや、社会参加の場や機会の拡充に努めます。

(2) 地域で暮らし続けるために

①地域福祉・生活支援の充実

今後も高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、公的サービスのみならず、地域住民やNPO法人等による日常生活の支援が不可欠です。

すべての地域住民に対して、「地域に暮らす人が相互に助け合い、誰もが住み慣れた環境でその人らしく安心して生活を送ることができる地域社会をつくること」という地域福祉の理念の浸透を図り、お互いが気軽に支え合える地域づくりを支援します。

平成18年度に策定した「福知山市地域福祉計画」では、「ささえあい共に幸せを生きるまち ふうちやま」を基本理念に掲げています。引き続き、「福知山市地域福祉計画」と整合性を図りながら、特に、認知症高齢者に対応した見守りや支援の確立や、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯の増加に対応した、さまざまな生活支援サービスを提供するなど、地域全体で高齢者を支え合える環境づくりに努め、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯にとっても住みよい地域づくりをめざします。

②高齢者が安心・安全に生活できる環境の整備

高齢者はもちろんのこと、誰もが安心して快適に暮らし、自由に移動し、社会参加することのできる環境づくりを推進するため、ノーマライゼーションの理念に基づき、公共施設、道路、住宅、交通機関などのユニバーサルデザイン化を促進してきました。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、高齢者の権利に関わる問題解決のための支援や災害時などでの避難支援、さらに高齢者の多様な住まいについて検討する必要があります。

住環境については、在宅と施設の区別を超えて、普段の暮らしが継続でき、施設サービス

などの周知を図るとともに、今後も介護が必要な高齢者ができるだけ身体機能を維持し、要介護状態になっても引き続き在宅で生活を営むことができるよう、住宅改修などを進めます。

③介護サービス基盤強化

介護保険制度のもと、高齢者自らの選択に基づいて良質なサービスを利用できるように、地域において必要なサービスを質・量の両面において確保するとともに、安心して介護サービスを利用できるような環境整備等を行うことが重要です。今後もこれらの基本的な考え方をふまえ、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護拠点の整備や在宅サービスの強化など、各種介護保険サービスの基盤強化を図ります。

また、日常生活圏域のもと、要介護・要支援高齢者や認知症高齢者が身近な地域で多機能なサービスを受けられるよう、地域密着型サービス等の周知徹底を図ります

(3) 地域包括ケアシステムの確立にむけて

①高齢者を支える介護力の向上

高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、家族による見守りや介護保険サービス・福祉サービスなどの公的サービスによる支援といった重層的な支援体制が大切です。そのため、介護保険サービスや市の福祉サービスを積極的に利用できるよう、提供基盤の充実や質の向上に取り組むとともに、情報提供の充実を図り、本来にサービスを必要とする人に適切なサービスが提供できる環境づくりに努めます。

②認知症高齢者支援対策の推進

認知症になっても、高齢者が尊厳を保ちながら穏やかに暮らし、家族も安心して社会生活を営むことができるような地域社会の実現が求められています。

そのためには、まず、あらゆる年代層に対して、認知症を知り、地域で見守る人を増やす機会の拡充・充実に加え、認知症予防のために早期発見・生活習慣の見直しが必要であることから、医師との連携や早期ケアが行える体制の整備が重要です。

今後も、保健・福祉・医療の関係機関や担当部局が連携し、地域の実情に応じて、介護給付等対象サービスだけでなく、認知症の予防対策や、認知症ケアに対する知識の普及に努めるなど、保険対象外のサービスや近隣者・ボランティアなどによるインフォーマルなサービスも含めた総合的なサービス提供体制を整備することが必要です。

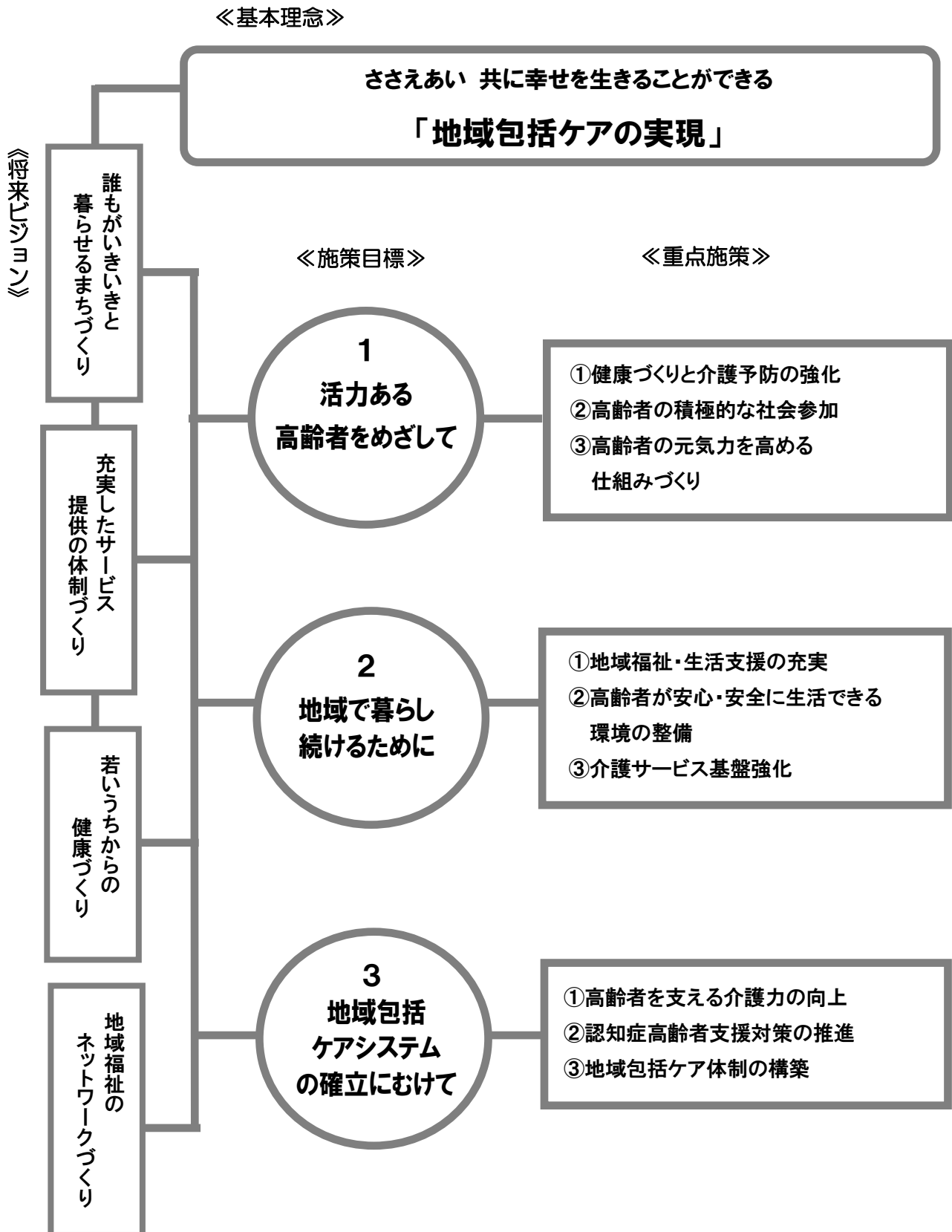
③地域包括ケア体制の構築

高齢者の多くが、長年生活してきた地域で暮らし続けることを望んでおり、介護や支援が必要な状態になっても、安心して生活を送ることができるよう、地域全体が高齢者を支える体制づくりを今後も進める必要があります。そのため、引き続き地域包括支援センターを核とし、「桃映・南陵」「成和」「日新」「六人部・三和」「川口・夜久野」「北陵・大江」の6圏域で、介護と保健・福祉・医療、さらに在宅介護支援センターとの連携を図りつつ、包括的・継続的なケアマネジメントを進めます。また、地域包括支援センター運営協議会で

は、地域包括支援センターの中立性の確保や包括的支援事業が円滑に実施できるよう協議を行います。

ささえあい、共に幸せを生きることができる「地域包括ケアの実現」をめざすには、地域包括支援センターを中心に市全体や地域が一体となり、行政、福祉関係団体、地域などの多様な主体がそれぞれの役割をもち、地域の福祉を推進することが大切です。そのため、地域包括支援センターの機能強化をはじめ、地域のさまざまな活動団体との連携を図り、地域全体で高齢者を支え合える環境づくりに努めます。

【本計画の施策体系（案）】

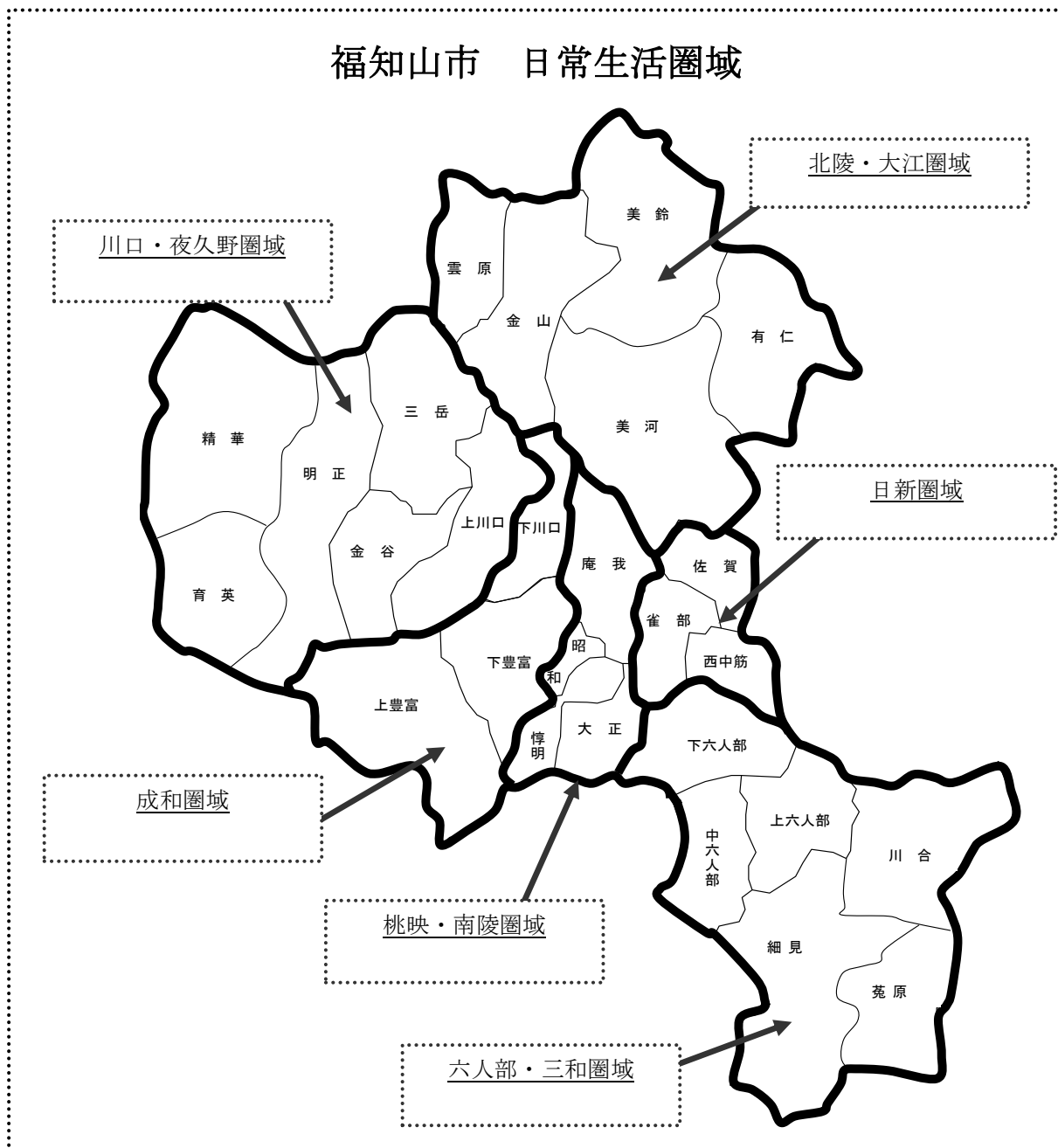


第II編 各論

第1章 地域と高齢者の状況

1. 福知山市の日常生活圏域

第5期介護保険事業計画においても、中学校区を基礎として「桃映・南陵」「成和」「日新」「六人部・三和」「川口・夜久野」「北陵・大江」の6圏域を設定して施策の展開を図ります。



※平成24年3月31日現在
※平成22年に北陵中学校が川口中学校区に統合されましたが、日常生活圏域においては、旧北陵中学区は「北陵・大江生活圏域」に入っています。

2. 日常生活圏域における現状と課題

(1) 日常生活圏域における認定者等の状況

日常生活圏域ごとの高齢化の状況は、「川口・夜久野圏域」が42.7%と最も高齢化が進んでおり、次いで「北陵・大江圏域」の33.3%、「六人部・三和圏域」の26.9%と、夜久野・三和・大江の旧三町を含む生活圏域で高齢化が進み、高齢化率が19.0%の「日新圏域」と比較すると「川口・夜久野圏域」は2倍以上の高齢化となっています。

高齢者に占める要介護（支援）認定率についてもほぼ高齢化率に比例しており、「川口・夜久野圏域」で23.7%、「北陵・大江圏域」で23.1%、「六人部・三和圏域」で22.2%と旧三町を含んだ生活圏域で高くなっています。

■生活圏域別人口・高齢化率・認定者数・認定率

単位：人

	人口	65歳以上の 高齢者	高齢化率	要介護 認定者数	高齢者に 占める認定率
桃映・南陵生活圏域	28,976	6,716	23.2%	1,262	18.8%
日新生活圏域	17,499	3,325	19.0%	546	16.4%
六人部・三和生活圏域	11,323	3,043	26.9%	677	22.2%
成和生活圏域	10,496	2,620	25.0%	490	18.7%
北陵・大江生活圏域	6,780	2,259	33.3%	522	23.1%
川口・夜久野生活圏域	6,695	2,861	42.7%	678	23.7%
合計	81,769	20,824	25.5%	4,175	20.0%

※「人口」「65歳以上の高齢者」は平成23年10月1日現在

資料：高齢者福祉課

※「要介護認定者数」は平成23年10月実績

認定者の介護度は要介護1～要介護3の認定者の割合が多く、市全体では2,400人と約60%を占めています。日常生活圏域別では「六人部・三和生活圏域」で約55%と若干低くなっているものの、いずれの生活圏域においても要介護1～要介護3の認定者の割合が多い傾向となっています。

■生活圏域別認定者の介護度別認定者数

単位：人

	全体	支援1	支援2	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
桃映・南陵生活圏域	1,262	68	180	256	269	196	160	133
日新生活圏域	546	30	73	102	130	101	54	56
六人部・三和生活圏域	677	50	94	114	141	113	96	69
成和生活圏域	490	30	58	89	110	85	56	62
北陵・大江生活圏域	522	28	73	89	98	104	63	67
川口・夜久野生活圏域	678	35	81	132	140	131	87	72
合計	4,175	241	559	782	888	730	516	459

※「要介護認定者数」は平成23年10月実績

資料：高齢者福祉課

主治医意見書に記載される「日常生活自立度等について」の“認知症高齢者の日常生活自立度”では、「日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる」との判断基準（Ⅱ）以上と判断をされた方は、認定者全体のほぼ半数となっており、「日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする」との判断基準（Ⅲ）以上と判断をされた方は認定者全体の3割となっています。直近の2年間においてもこの割合についてほとんど差異は見られません。

■認知症高齢者の状況

単位：人

	対象認定者数	Ⅱa～M 判定	認定者に占める Ⅱa以上の比率	Ⅲa～M 判定	認定者に占める Ⅲa以上の比率
平成22年5月現在	3,811	2,062	54.1%	1,114	29.2%
平成23年5月現在	3,949	2,117	53.6%	1,157	29.3%

資料：主治医意見書の「認知症高齢者の日常生活自立度」

【日常生活圏域における認定者等の状況について】

日常生活圏域ごとの高齢化の状況では、地域において差がみられ、「川口・夜久野圏域」が42.7%と最も高齢化が進んでおり、高齢化率が19.0%の「日新圏域」と比較すると2倍以上の高齢化となっています。高齢者に占める要介護（支援）認定についてはほぼ高齢化率に比例しています。

認定者の介護度は要介護1～要介護3の認定者の割合が市全体では57.5%と半数を占めており、いずれの生活圏域においても同様の傾向がみられることから、健康づくりや介護予防、生きがいくくりなどを通じて、要介護度の重度化を防ぐ必要があります。

また、主治医意見書に記載される「日常生活自立度等について」の“認知症高齢者の日常生活自立度”では、「日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる」との判断基準（Ⅱ）以上の判断をされた方は認定者全体のほぼ半数となっています。

今後、高齢者人口の増加とともに、認知症高齢者についても地域全体で認知症高齢者の生活を支援し、認知症の正しい理解の普及を図るほか、認知症の見守りや早期発見等の対応を行うなど、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域包括ケアマネジメント体制の強化を図る必要があります。

(2) 日常生活圏域における介護サービス利用の状況

介護給付費の状況は、要介護認定者数の増加に比例して増加傾向にあります。特に平成 22 年度については、地域密着型サービスの施設整備を進めたことにより、対前年比で 25%程度の増加となっています。また、高額医療合算介護サービス費についても、平成 21 年度途中から新たに制度化されたことにより 25%程度の伸びを示しています。

■サービス種類別介護給付費支出額

単位：千円

	居宅サービス	地域密着型サービス	施設サービス	特定入所者介護サービス	高額サービス(※)
平成 21 年度	2,616,095	271,968	2,245,675	262,069	100,109
平成 22 年度	2,780,216	339,476	2,274,753	269,371	124,666
伸び率(対前年度)	6.3%	24.8%	1.3%	2.3%	24.5%

※平成 22 年度の高額サービスには高額医療合算介護サービスを含んでいます。

資料：京都府年報（平成 22・23 年）

被保険者 1 人当たりの保険給付額については、認定者の増加に比例して居宅サービスと地域密着型サービスで増加傾向にありますが、特に施設整備状況に応じて地域密着型サービスで給付費が伸びています。

■第 1 号被保険者 1 人当たり保険給付額

単位：円/月

	居宅サービス 保険給付額	地域密着型サービス保険 給付額	施設サービス 保険給付額
平成 21 年度	10,540	1,113	9,064
平成 22 年度	11,149	1,389	9,043
伸び率(対前年度)	5.8%	24.8%	△0.2%

資料：京都府年報（平成 22・23 年）

要介護認定者 1 人当たりの保険給付額についても、施設整備状況を反映して地域密着型サービスで給付費が大きく伸びています。

■要介護認定者 1 人当たり保険給付額

単位：円/月

	居宅サービス 保険給付額	地域密着型サービス保険 給付額	施設サービス 保険給付額
平成 21 年度	62,775	6,629	53,986
平成 22 年度	58,227	7,259	47,271
伸び率(対前年度)	△7.2%	9.5%	△12.4%

資料：京都府年報（平成 22・23 年）

入所待機者については前年度に比べ若干増加しています。平成23年6月時点で516人となっていますが、この中には要介護1や2の軽度認定者も含まれているほか、特別養護老人ホーム以外の介護保険施設入所者や養護老人ホーム等に入所されている方も含まれています。

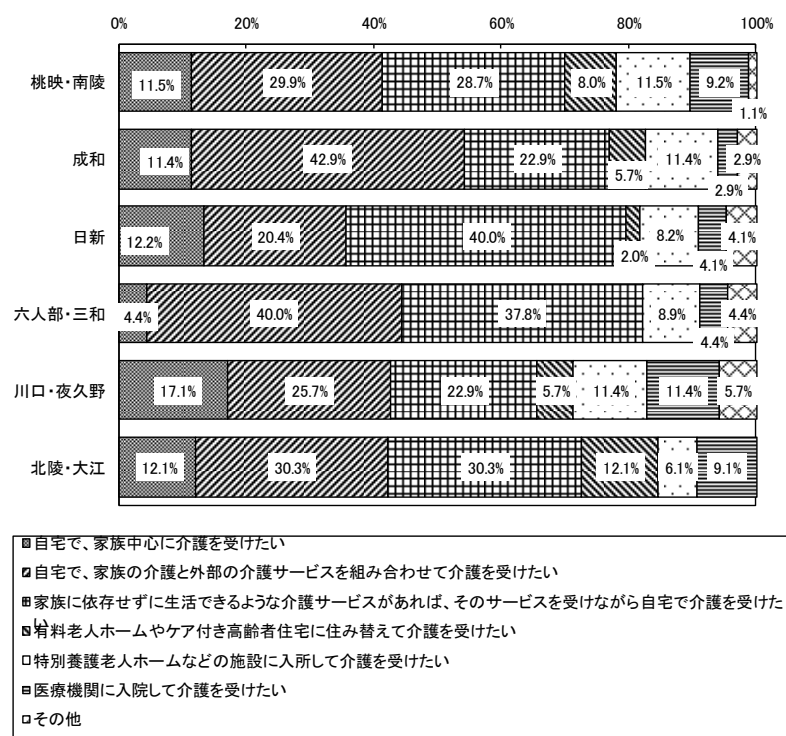
■特別養護老人ホーム入所待機者の状況

単位：人

	在宅者	軽費・養護老人ホーム入所者	特養以外の介護保険施設入所者	合計
平成22年6月現在	370	22	106	498
平成23年6月現在	387	24	108	519

資料：京都府実態調査

図表 日常生活圏域別 要介護状態になった場合に希望する介護の方法（一般高齢者対象調査）



【日常生活圏域における介護保険制度利用の状況について】

平成22年度に実施した“高齢者実態調査アンケート”での一般高齢者においては、全体的に「自宅で、家族の介護と外部の介護サービスを組み合わせることで介護を受けたい」が最も多くなっており、介護サービスを受けながら在宅介護の志向が高くなっている一方で、「日新」や「北陵・大江」では「家族に依存せず生活できるような介護サービスがあれば、そのサービスを受けながら自宅で介護を受けたい」が最も多くなっています。

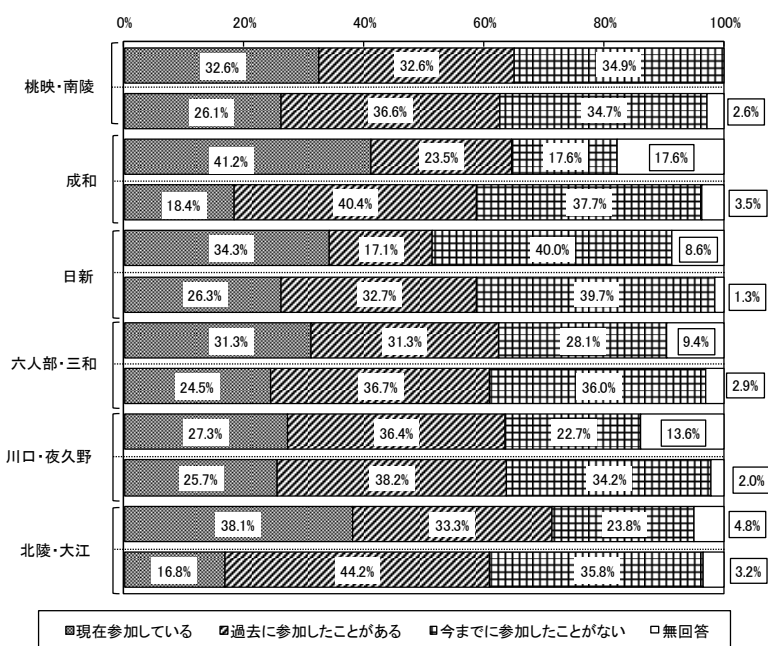
いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、身近に利用できる地域密着型サービスの充実を図るなど、多様な介護サービスの周知等を図り、利用者のニーズに応じたサービス提供が必要です。

(3) 日常生活圏域における生きがづくりについて

日常生活圏域別にみると、一般高齢者においては「現在参加している」は「成和」と「北陵・大江」では40%前後と他の圏域に比べて多くなっているほか、「今までに参加したことがない」は「日新」で最も多くなっています。

一方、要介護認定者において現在参加している」は「桃映・南陵」・「日新」・「六人部・三和」・「川口・夜久野」では25%前後を占め、他の圏域に比べて多くなっています。

図表 日常生活圏域別 地域でのふれあい・支えあい活動への担い手・支援の受け手としての参加状況（一般高齢者対象調査・要介護認定者対象調査）



※上段は一般高齢者・下段は要介護認定者

【日常生活圏域における生きがづくりの状況について】

地域での生きがづくりや、ふれあい・支えあい活動に参加することは日常生活を送る上で自分の役割や目標を見いだすことができ、介護予防にもつながります。日常生活圏域間で地域でのふれあい・支えあい活動の展開状況にみられる差は、市町合併前の旧3町を含む圏域とそれ以外の圏域との間でみられ、地縁的なつながりが地域における活動、さらには生きがづくりにも影響を及ぼしていることが考えられます。今後、圏域ごとの地域特性や市民の意識・ニーズ等を踏まえつつ、全市的に活動を浸透させるとともに、さまざまなかたちで市民が参加できる活動を検討していく必要があります。

3. 日常生活圏域ごとの施設サービスの状況

(1) 地域密着型施設等の整備状況

地域密着型サービスの充実をめざした第4期計画のもと、下表のように「認知症対応型通所介護」においては市内6つの日常生活圏域ごとに最低1か所以上の施設の配置を実現することで、第3期計画終了時点の3倍の施設と利用定員の確保ができました。

「認知症対応型共同生活介護」においては第3期計画終了時点の2倍の利用定員の確保を実現し、「小規模多機能型居宅介護」においては、市内6つの日常生活圏域の全てに1か所の配置を実現することができました。

これらのほか“特別養護老人ホームの入所待機者を解消することを目的に第5期計画を前倒しで実施する”という国の施策を受け、「小規模特別養護老人ホーム」を市内3か所で整備（1か所当たりの入所定員は29人）、「小規模特定施設生活介護」を1か所（入所定員20人）の整備を行いました。

■第4期計画（前倒しを含む）で整備した地域密着型施設等の状況

	第3期計画終了時点の施設	第4期計画で整備した施設
認知症対応型通所介護	3施設 (総定員 36人)	6施設 (総定員 72人)
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	3施設 (総定員 27人)	3施設(※注) (総定員 27人)
小規模多機能型居宅介護	1施設 (登録総定員 25人)	5施設 (登録総定員 111人)
小規模特別養護老人ホーム	—	3施設 (総定員 87人)
小規模特定施設生活介護 (小規模ケアハウス)	—	1施設 (総定員 20人)

※注：3施設のうち2施設については、既存施設の増築等によるものです。

資料：高齢者福祉課

(2) 日常生活圏域別施設等の整備状況

第4期計画終了時点における介護サービス等の提供施設（入所系・通所系のみ）の整備状況は次ページの通りとなっています。

地域密着型の居宅サービス施設や特別養護老人ホームにおいては、第4期計画期間の必要量は概ね確保することができましたが、第5期計画においても、要介護認定者や各種の介護サービス利用者の推移を見極めながら必要なサービスの確保に努めます。

■日常生活圏域別地域密着型サービス等の整備状況

単位：か所

	認知症対応型 共同生活介護 施設	共用型認知症 対応型通所 介護	認知症 対応型通所 介護施設	小規模多機能 型居宅 介護施設	地域密着型介 護老人福祉施 設入所者生活 介護	地域密着型 特定施設入居 者生活介護
桃映・南陵圏域	1(利用定員18人)	1(利用定員3人)	3(利用定員36人)	1(登録定員12人)	1(利用定員29人)	—
日新圏域	1(利用定員18人)	1(利用定員3人)	1(利用定員12人)	1(登録定員24人)	—	1(利用定員20人)
六人部・三和圏域	1(利用定員9人)	1(利用定員3人)	1(利用定員12人)	1(登録定員25人)	1(利用定員29人)	—
成和圏域	—	—	1(利用定員12人)	1(登録定員25人)	—	—
北陵・大江圏域	1(利用定員9人)	—	1(利用定員12人)	1(登録定員25人)	1(利用定員29人)	—
川口・夜久野圏域	—	—	2(利用定員24人)	1(登録定員25人)	—	—
合計	4(利用定員54人)	3(利用定員9人)	9(利用定員108人)	6(登録定員136人)	3(利用定員87人)	1(利用定員20人)

※上記及び下記の施設数・人数は第4期計画（前倒しを含む）で整備が完了（見込を含む）する数です。

資料：高齢者福祉課（平成24年3月31日現在）

■地域密着型サービス以外の介護サービス（入所系・通所系のみ）等の整備状況

単位：か所

	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型医 療施設	通所介護 (デイサービス)	短期 入所介護 (ショートステイ)	通所 リハビリ (デイケア)
桃映・南陵圏域	2(100床)	1(100床)	—	5(140人)	3(30床)	3(85人)
日新圏域	—	1(62床)	1(7床)	3(70人)	—	—
六人部・三和圏域	2(100床)	—	—	3(80人)	3(30床)	—
成和圏域	2(100床)	—	1(10床)	3(85人)	2(30床)	—
北陵・大江圏域	1(80床)	—	—	2(65人)	2(26床)	—
川口・夜久野圏域	2(130床)	—	—	2(65人)	2(17床)	—
合計	9(510床)	2(162床)	2(17床)	18(505人)	12(133床)	3(85人)

※桃映・南陵圏域の介護老人ホームについては、特定施設入居者生活介護の指定を受けています。

	(参考) 養護老人ホーム	(参考) 軽費老人ホーム A型	(参考) 軽費老人ホーム B型	(参考) ケアハウス	(参考) 高齢者生活 福祉センター	(参考) 有料老人ホーム
桃映・ 南陵圏域	1(80部屋)	1(50床)	—	2(85人)	—	1(69部屋)
日新圏域	—	—	—	—	—	—
六人部・ 三和圏域	—	—	—	—	2(20人)	—
成和圏域	—	—	—	2(50人)	—	1(10部屋)
北陵・ 大江圏域	—	—	—	—	—	—
川口・ 夜久野圏域	—	—	1(50床)	1(15人)	—	—
合計	1(80部屋)	1(50床)	1(50床)	5(150人)	2(20人)	2(79部屋)

※桃映・南陵圏域の有料老人ホームについては、特定施設入居者生活介護の指定を受けています。

資料：高齢者福祉課（平成24年3月31日現在）

第2章 適切な介護給付・介護予防給付の実施

1. 介護保険サービス・介護予防サービスの等の基盤強化

(1) 質の高いサービス提供体制の推進

高齢化の進行にともない、高齢者福祉などのサービスに対するニーズが増大し、また内容も多様化してきています。こうした利用者のニーズをふまえるとともに、制度の周知の徹底をはじめ、高齢者がサービスを選択する機会を十分提供する必要があります。そのため、介護保険サービスの利用に際して、今後も家族と本人の意向に差が出ないように、家族の理解を得ながら利用者本意のサービスを展開します。

一方、介護サービスを提供するうえでは、サービスの質の向上や介護人材の確保・育成が必要となっています。質の向上については、今後も介護職員基礎研修や介護支援専門員研修等を実施するとともに、介護相談員制度等を活用しながら進めます。

また、介護人材の確保においては、引き続き訪問ホームヘルパー養成研修の受講支援等を実施し、高齢者に対して的確なケアが行えるよう、体制面の充実を進めます。

(2) 介護保険サービスの利用促進

各サービスの周知や給付と負担の仕組みを含め、高齢者保健・福祉施策や介護保険制度の理解が深まるよう、老人会等を対象とした制度説明会の開催や広報等の刊行物、ホームページ等の媒体を通して広く情報を公開するなど、積極的な広報活動に取り組みます。また、市の広報だけでなく自治会、老人クラブなどの各種団体へのPRや事業所関係機関、ケアマネジャー、介護相談員などによる情報提供等を引き続き実施します。さらに、利用者がサービスを適切に選択できるよう、サービス提供事業者に対しても、質の向上に対する情報提供を行い、制度の普及啓発に継続して取り組みます。

特に第4期計画で整備した地域密着型サービスについては、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等が一体となってサービスの内容や仕組み等の周知を積極的に行い、サービスを必要とする認定者が確実に必要とされるサービスを受けることができる環境を整備します。

(3) 介護保険サービスの適正化

今後も高齢者の増加に伴い、増加が予測される要支援者、要介護者について、適切な介護予防、介護給付を行います。そのため、定期的にサービスの利用状況、計画の達成状況、保険給付費の推移などを評価・分析し、今後の事業運営に活かせるよう取り組みます。

また、介護サービスの利用については、利用者のニーズや個人の心身の状態に適したものとするために、住宅改修費支給の事前申請の徹底や、福祉用具購入・貸与についても、利用者の身体状況や生活環境に応じた内容かを審査・点検し、適正な給付がされるよう努めます。

さらに、要介護認定者調査の適正化やケアプランチェック機能の強化のほか、今後も国保連合会のシステム活用、指導監査体制の構築など、介護保険事業の信頼性向上へ向けた取り組みを行い、公平・公正かつ効率的な運営をめざします。

(4) 介護保険料段階の細分化

福知山市では介護保険料の所得段階区分を、第4期計画期間（平成21年度～平成23年度）は12区分にしていたが、第5期計画期間（平成24年度～平成26年度）の所得段階区分においては、“負担能力に応じた保険料賦課の観点”から、第4期の区分の第3段階を細分化して全体を13段階としたほか、新第8段階と新第9段階の間の所得金額を200万円から190万円に変更しています。また、これらのほかに低所得者の負担に配慮することを目的として、第9段階以上の基準額に対する割合の見直しを行うなど、より負担能力に応じた仕組みとしています。

■平成24年度からの所得段階等（13段階）について

平成23年度まで		⇒	平成24年度～平成26年度		
段階	基準×割合		段階	基準×割合	対象となる要件
第1段階	基準額×0.45	⇒	第1段階	基準額×0.45	生活保護受給者または、住民税世帯非課税で高齢福祉年金受給者
第2段階	基準額×0.6	⇒	第2段階	基準額×0.6	世帯非課税で課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の者
第3段階	基準額×0.75	⇒	第3段階	基準額×0.675	世帯非課税で年金収入等が年80万円より多く120万円以下の者
		⇒	第4段階	基準額×0.75	世帯住民税本人非課税で第3段階の該当者以外の者(年金収入等が120万円より多い)
第4段階	基準額×0.875	⇒	第5段階	基準額×0.875	住民税本人非課税で年金収入等が年80万円以下
第5段階	基準額×1.00	⇒	第6段階	基準額×1.00	住民税本人非課税で第5段階(特例4段階)の該当者以外の者(年金収入等が80万円より多い)
第6段階	基準額×1.15	⇒	第7段階	基準額×1.15	住民税本人課税で合計所得額が125万円以下の者
第7段階	基準額×1.30	⇒	第8段階	基準額×1.30	住民税本人課税で合計所得額が125万円超190万円未満
第8段階	基準額×1.55	⇒	第9段階	基準額×1.60	住民税本人課税で合計所得額が190万円以上350万円未満
第9段階	基準額×1.65	⇒	第10段階	基準額×1.70	住民税本人課税で合計所得額が350万円以上500万円未満
第10段階	基準額×1.75	⇒	第11段階	基準額×1.80	住民税本人課税で合計所得額が500万円以上650万円未満
第11段階	基準額×1.85	⇒	第12段階	基準額×1.90	住民税本人課税で合計所得額650万円以上800万円未満
第12段階	基準額×2.00	⇒	第13段階	基準額×2.05	住民税本人課税で合計所得額800万円以上

2. 介護給付等対象サービスの計画について

第4期計画（前倒しを含む）で整備した地域密着型施設については、平成24年度から本格的に稼働を始めることから、現時点での介護サービスの必要量は一部を除き概ね充足することになりました。

このことから、平成24年度から平成26年度までを計画期間とする第5期計画においては、老朽施設等の建て替えや改修以外の大規模な介護保険施設等の新規整備は行わず、今後の要介護認定者や各種介護サービス利用者の推移を見極める中で、不足の恐れのある居宅サービスについては、必要量を見込んだ上で整備充実を図ります。

特別養護老人ホームの入所待機者については、平成23年6月時点で519人となっていますが、「できるだけ早急に入所を必要とされる高齢者」については概ね150人程度（約3割）と推定しています。第4期計画期間に小規模特別養護老人ホームを3施設と、小規模特定施設（小規模ケアハウス）を1施設整備したことから、これらの内110人程度の入所が可能となりました。また、小規模特別養護老人ホームの整備とあわせて、既存の大規模特別養護老人ホームの増床等についても計画に基づき整備を進めており、第5期計画期間内にはそれらの施設も整備が完了することから、残りの40人についても平成26年度までには入所が実現できると見込んでいます。

一方、それほど緊急を必要としない待機者や、日々新たに生じる“緊急を要する待機者”については、第5期計画では大規模な介護保険施設等の整備は予定していませんが、地域包括ケアを推進する中で、第4期計画で充実を図った小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）などの居宅サービスを利用していただきながら、できるかぎり長く住み慣れた自宅での生活が継続できるよう、積極的な支援を行っていきます。

小規模特別養護老人ホーム等の入所系サービス以外の地域密着型サービスについては、小規模多機能型居宅介護施設が各生活圏域に1か所配置できたことや、認知症対応型通所介護施設が各生活圏域に1～3か所の施設を配置できたことから、サービス提供基盤については概ね確保しました。しかし、認定者や認知症高齢者数から、一部の生活圏域においては、今後も通所系の地域密着型サービスの不足が考えられることから、今後も圏域別にサービスの利用状況を把握・精査するなど、第5期計画期間中にサービス基盤の整備に努めます。

また、平成24年度に創設された「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「複合型サービス」については、利用者のニーズを把握し、適切なサービスが提供できるよう基盤整備を進めます。

(1) 地域密着型サービスの実績及び見込み

地域密着型サービスについては、第4期計画において、各生活圏域でサービス提供基盤の充実を図ったことから、各サービスとも大幅な利用者の増加を見込んでいます。特に特定施設入居者生活介護や介護老人福祉施設入所者生活介護については、平成23年度において新たに整備した施設であり、平成24年度からの利用者を見込んでいます。

また、平成24年度から新たに創設された「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」については、平成24年度から利用者を見込んでいますが、同じく新たに創設された「複合型サービス」についても可能な限り早い段階でサービス提供ができるよう検討を進めます。

さらに今後、認知症高齢者の増加と地域密着型サービスの定着によって、認知症対応型通所介護及び小規模多機能型居宅介護については、一部の生活圏域においてサービスが不足することも想定されることから、整備が必要な圏域については、地域の実情やサービス利用状況、利用ニーズ等を把握・精査し、必要量を見込んだ上で整備充実を図ります。

認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護以外の地域密着型サービスについては、第4期計画で概ね必要量を確保できたことから、第5期計画期間では新たな施設整備の計画は見込んでいません。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	169回	230回	342回	360回	370回
介護予防小規模多機能型居宅介護	31人	25人	84人	96人	108人
介護予防認知症対応型共同生活介護	0人	0人	0人	0人	0人
地域密着型介護サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	-	60人	120人	180人
夜間対応型訪問介護	0人	0人	0人	0人	0人
認知症対応型通所介護	16,678回	21,940回	24,857回	25,161回	26,611回
小規模多機能型居宅介護	335人	440人	1,092人	1,080人	1,104人
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	432人	430人	768人	780人	792人
地域密着型特定施設入居者生活介護 (小規模ケアハウス)	0人	0人	120人	240人	240人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (小規模特別養護老人ホーム)	0人	0人	1,044人	1,044人	1,044人
複合型サービス	-	-	0人	0人	0人

※平成22年度は実績、平成23年度は23年11月時点の推計値です

(2) 居宅サービス・施設サービスの実績及び見込み

①介護予防サービスの実績と見込み量及び今後の展開

要支援認定者については、平成 23 年度までの増加傾向からある程度現状維持を見込んでいますが、介護予防サービスの利用実績は近年増加傾向を示していることに加え、第 5 期計画では地域支援事業の介護予防事業等を積極的に取り組むことにより、今後もサービス利用者は増加すると考えられます。

各サービスについては、要支援認定者の利用状況等を把握・精査し、必要量を見込んだ上で整備充実を図ります。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護予防サービス					
介護予防訪問介護	2,527 人	2,620 人	2,544 人	2,592 人	2,640 人
介護予防訪問入浴介護	0 回	1 回	34 回	38 回	43 回
介護予防訪問看護	748 回	820 回	908 回	984 回	1,024 回
介護予防訪問リハビリテーション	96 回	100 回	180 回	200 回	240 回
介護予防居宅療養管理指導	93 人	110 人	276 人	288 人	192 人
介護予防通所介護	2,772 人	2,720 人	2,844 人	2,856 人	2,844 人
介護予防通所リハビリテーション	367 人	440 人	384 人	396 人	420 人
介護予防短期入所生活介護	382 日	390 日	384 日	408 日	432 日
介護予防短期入所療養介護	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日
介護予防特定施設入居者生活介護	2 人	4 人	38 人	40 人	41 人
介護予防福祉用具貸与	1,809 人	1850 人	1,832 人	1,828 人	1,824 人
特定介護予防福祉用具販売	120 人	120 人	121 人	120 人	120 人
住宅改修	122 人	120 人	122 人	121 人	120 人
介護予防支援	6,178 人	6,190 人	6,176 人	6,172 人	6,168 人

※平成 22 年度は実績、平成 23 年は 23 年 11 月時点の推計値です

②居宅介護サービス・施設サービスの実績と見込み量及び今後の展開

平成24年度の居宅介護サービスについては、地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）が3施設オープンし、多くの入所が考えられることから、一部のサービスでは利用量について減少を見込んでいます。しかし、今後も要介護認定者の増加に伴い、平成25年度以降は全てのサービスにおいて利用者は増加すると考えられます。

居宅の各サービスについては、介護予防サービスと同様に利用者の利用状況を把握・精査し、必要量を見込んだ上で整備充実を図ります。

一方、施設サービスについては、平成24年度と平成25年度に「六人部・三和生活圏域」と「川口・夜久野生活圏域」内の特別養護老人ホームにおいて、それぞれ20床の増床を計画していることにより、平成25年と平成26年で利用者の増加を見込んでいます。

また、第5期計画については、第4期計画期間に地域密着型介護老人福祉施設や小規模ケアハウスを新たに整備したことから、新たな介護老人福祉施設を整備する計画はありませんが、利用者の処遇改善を目的とする老朽施設の建て替え等については柔軟に対応します。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅サービス					
訪問介護	170,967回	176,470回	177,194回	179,025回	185,482回
訪問入浴介護	6,056回	6,730回	6,315回	6,433回	6,528回
訪問看護	17,549回	17,210回	17,438回	17,493回	17,727回
訪問リハビリテーション	1,786回	2,380回	1,915回	1,939回	2,031回
居宅療養管理指導	1,366人	1,380人	1,356人	1,380人	1,404人
通所介護	103,898回	108,070回	115,400回	117,175回	118,598回
通所リハビリテーション	12,275回	12,970回	14,210回	14,217回	14,392回
短期入所生活介護	37,397日	36,410日	37,189日	37,302日	37,389日
短期入所療養介護	1,346日	1,400日	1,419日	1,461日	1,569日
特定施設入居者生活介護	504人	570人	636人	696人	708人
福祉用具貸与	13,777人	14,340人	14,056人	14,240人	14,424人
特定福祉用具販売	388人	400人	394人	401人	408人
住宅改修	253人	250人	257人	260人	264人
居宅介護支援	23,728人	24,030人	23,804人	23,812人	23,820人
介護保険施設サービス					
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	5,724人	5,840人	6,060人	6,300人	6,540人
介護老人保健施設	2,100人	2,150人	2,292人	2,316人	2,328人
介護療養型医療施設	588人	620人	636人	648人	660人

※平成22年度は実績、平成23年度は23年11月時点の推計値です

(3) 標準給付額等について

介護サービス等に対する標準給付費については、高齢者の増加や要介護認定者数も増加することから、平成24年度以降、増加傾向で見込んでいます。

標準給付費の増加は保険料負担の増大を招く恐れがあることから、それぞれのサービスが公平・公正かつ効果的に提供できるよう、標準給付費をはじめ、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額等の適正化を図ります。

表中の数値は中間推計値です

■標準給付額等

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
総給付費	6,144,160,256 円	6,275,378,685 円	6,399,218,154 円	18,818,757,094 円
予防給付費計	236,489 千円	240,979 千円	245,241 千円	236,489 千円
介護給付費計	5,907,672 千円	6,034,400 千円	6,153,977 千円	5,907,672 千円
特定入所者介護サービス費等給付額	284,590,000 円	292,520,000 円	300,670,000 円	877,780,000 円
高額介護サービス費等給付額	116,150,000 円	122,060,000 円	128,280,000 円	366,490,000 円
高額医療合算介護サービス費等給付額	14,240,000 円	15,700,000 円	17,300,000 円	47,240,000 円
算定対象審査支払手数料	8,358,000 円	8,907,525 円	9,493,200 円	26,758,725 円
標準給付費見込額	6,567,498,256 円	6,714,566,210 円	6,854,961,354 円	20,137,025,819 円

■地域支援事業費

地域支援事業費	166,000,000 円	187,000,000 円	204,000,000 円	557,000,000 円
---------	---------------	---------------	---------------	---------------

■段階別保険料額の設定

段階	基準×割合	保険料額
第1段階	基準額×0.45	
第2段階	基準額×0.6	
第3段階	基準額×0.675	
第4段階	基準額×0.75	
第5段階	基準額×0.875	
第6段階	基準額×1.00	
第7段階	基準額×1.15	
第8段階	基準額×1.30	
第9段階	基準額×1.60	
第10段階	基準額×1.70	
第11段階	基準額×1.80	
第12段階	基準額×1.90	
第13段階	基準額×2.05	

第3章 高齢者保健福祉基盤の充実

1. 地域包括支援センターの概要

(1) 地域包括支援センターの運営方針等について

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上や福祉の増進を包括的に支援することを目的に設置しています。

運営にあたっては、3職種がそれぞれの専門性を活かしながら、連携・協働して取り組むとともに、地域におけるさまざまな関係者が相互に連携し、ネットワークを構築しながら、介護予防事業、総合的な相談支援や権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務、介護保険外のサービスや任意事業との連絡調整等を推進します。

(2) 地域包括ケアの総合的な推進について

介護予防状態から要支援・要介護状態への状況の悪化を予防するために、地域包括支援センターを核として、高齢者一人ひとりの状態に応じた介護予防ケアマネジメントを行うとともに、介護保険サービス・予防サービスとの一貫性や連続性を確保することで、地域の包括的・継続的な支援に努めます。

本市では、市域を6つの地域に区分して、これらを「日常生活圏域」と設定しています。この6つの圏域において、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」の5つの項目を一体化して提供していくという『地域包括ケア』の考え方を念頭に置きつつ、高齢者や高齢者を取り巻く地域の事情、特性等を反映させることにより、地域に相応しいサービス提供体制の実現をめざします。

■地域包括支援センターの現在の配置イメージ図

福知山市地域包括支援センター	
中央地域包括支援センター	福知山市字内記 13 番地の 1
東部地域包括支援センター	福知山市三和町千束 375 番地
西部地域包括支援センター	福知山市夜久野町額田 19 番地の 2
北部地域包括支援センター	福知山市大江町河守 252 番地



2. 地域支援事業の推進

【重点項目】

(1) 介護予防の推進

(2) 認知症支援策の充実

(3) 生活支援サービスの確保や権利擁護の充実

(1) 介護予防の推進

1) 介護予防事業（二次予防事業）

①二次予防事業対象者把握事業

要介護者及び要支援者を除く第1号被保険者を対象に、要介護状態等となるおそれが高い状態にあると認められる高齢者（二次予防事業対象者）を決定します。

■実績

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
人数 (人)	123	152	3,800

<今後の方向性>

今後も要介護者及び要支援者を除いた全高齢者に郵送等により、基本チェックリストの配布・回収を実施するとともに、各関係機関からの情報提供や連携していく中で、二次予防事業対象者の決定を行います。

また、未回収者の中には、閉じこもり、うつ、認知症等により日常の生活動作が困難な高齢者が含まれる可能性があることから、できる限り電話や戸別訪問等を行い、支援が必要な高齢者の早期発見・早期対応に努めます。

■推計

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人数 (人)	4,300	4,650	4,900

②通所型介護予防事業

二次予防事業対象者把握事業により決定された二次予防事業対象者に、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上などのプログラムを実施し、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援します。

■実績

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
参加実人数 (人)	7	28	63
参加延人数 (人)	71	194	882
実施回数 (回)	14	28	84
実施箇所数 (会場)	1	2	6

<今後の方向性>

運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上などのプログラムを複合的に実施するなど、対象者が魅力ある内容を検討し、二次予防事業対象者が要支援・要介護状態にならず、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援します。

また、各日常生活圏域の二次予防事業対象者数の状況に応じて、実施会場を拡充していきます。

■推計

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
参加実人数 (人)	195	210	225
参加延人数 (人)	2,730	2,940	3,150
実施回数 (回)	182	196	210
実施箇所数 (会場)	13	14	15

③訪問型介護予防事業

二次予防事業対象者であって、特に閉じこもり、うつ、認知症のおそれがあるなど、心身の状況等により通所形態による事業への参加が困難な高齢者に対して訪問型介護予防事業を実施することで、心身の機能の維持・改善を図ります。

<今後の方向性>

二次予防事業の対象者のほか、健康診査の要指導者、ひとり暮らし高齢者、閉じこもり等、支援が必要な高齢者を対象に実施します。

訪問の実施にあたっては、保健師・看護師・理学療法士・栄養士・歯科衛生士等の専門職のみならず、在宅介護支援センターと協力して実施し、関係機関と連携しながら支援します。

■推計

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
二次予防事業対象者 訪問実人数	30	50	70
その他訪問実人数	600	650	700

④二次予防事業評価事業

介護保険事業計画（高齢者保健福祉計画）において定める「介護予防事業の効果による要介護認定者数の目標値」に照らした達成状況の検証を通じ、年度ごとに介護予防事業の事業評価に基づいてプロセス評価、アウトプット評価、アウトカム評価をそれぞれ実施します。

<今後の方向性>

年度ごとの事業評価項目によるプロセス評価等を実施します。

2) 介護予防事業（一次予防事業）

地域において、介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるような地域社会の構築をめざします。また、健康教育、健康相談等の取り組みを通じて、介護予防に関する活動の普及・啓発や地域における自発的な活動の育成・支援を行います。

①介護予防普及啓発事業

介護予防の普及啓発を目的とした講演会や相談会、介護予防を目指した健康教室や健康相談等を各地域で実施します。

また、介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等を作成し、配布します。

◆健康教室

各自が介護予防に対する正しい知識を身につけ、実践できることを目指して、老人クラブやサロン等の場を利用して実施します。

内容としては、寝たきりや認知症、生活習慣病（高血圧・糖尿病・がん）の予防、歯、心の健康等を実施します。

■実績

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
実施回数 (回)	228	241	245
参加延人数 (人)	3,612	4,539	4,555

<今後の方向性>

今後も二次予防事業対象者把握事業で非該当となった高齢者や一般の高齢者を対象に、介護予防の普及啓発を目的とした健康教室等を実施し、高齢者自らが介護予防の取り組みを実施できるよう支援します。

■推計

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施回数 (回)	250	255	260
参加延人数 (人)	4,630	4,710	4,800

◆健康相談

主に保健師・栄養士が心身の健康及び家族の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導・助言を保健センターや地域において実施します。

介護予防や健康教育を効果的に行うために、各種健康教室等と同時に実施します。

■実績

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
実施回数 (回)	706	648	640
参加延人数 (人)	5,534	6,649	6,660

<今後の方向性>

個々の状況に応じた相談支援を行い、必要時には保健・福祉・医療分野の適切な関係機関と連携を図ります。

各地域において必要な時に相談が受けられる体制の整備に努めます。

■推計

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施回数 (回)	642	644	646
参加延人数 (人)	6,720	6,780	6,840

②地域介護予防活動支援事業

◆介護支援サポーター事業

社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動を実施します。

また、介護支援サポーター（ボランティア）活動を通じて、高齢者の社会参加や地域貢献を促進し、高齢者自身の健康増進や介護予防を推進します。さらに、その活動実績に応じてポイントを付与し、そのポイントを換金した「介護支援サポーター評価ポイント転換交付金」を交付し、間接的なかたちで保険料負担の軽減を図ります。

■実績

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
活動延時間 (時間)	—	2,854	3,900
累計登録者数 (人)	26	104	130

<今後の方向性>

今後も事業の広報や周知を図り、ひとりでも多くの高齢者の方に介護支援サポーターとして、登録・活動いただけるよう努めます。

また、より身近な場所でのサポーター活動の確保や介護保険サービス等で対応できない支援など、活動内容・活動場所の拡充・充実を図ります。

■推計

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
活動延時間 (時間)	4,800	5,400	6,000
累計登録者数 (人)	150	180	200

③一次予防事業評価事業

介護保険事業計画（高齢者保健福祉計画）において定める「介護予防事業の効果による要介護認定者数の目標値」に照らした達成状況の検証を通じ、年度ごとに介護予防事業の事業評価に基づいてプロセス評価・アウトプット評価・アウトカム評価をそれぞれ実施します。

<今後の方向性>

年度ごとの事業評価項目によるプロセス評価等を実施します。

3) 介護予防・日常生活支援総合事業の導入について

介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村の判断により、要支援者・介護予防事業対象者向けの介護予防・日常生活支援のためのサービスを総合的に実施できる制度です。地域包括支援センターが、利用者の状態や意向に応じて、予防給付で対応するのか、新たな総合サービス（地域支援事業）を利用するのかを判断することになります。

本市においては、「要支援」と「非該当」を行き来する高齢者が少ないことに合わせ、現行の地域支援事業等で実施している事業も多くあることから、実施に向けては取り組み内容を精査し、より効果的な事業の導入を図ります。

(2) 認知症支援策の推進

①認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者の見守り体制を構築するため、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用などを行います。

<今後の方向性>

認知症に対する正しい知識を持ち、地域における認知症高齢者の見守り体制を構築するため、認知症サポーターの養成や認知症に関する広報・啓発活動を実施します。

また、認知症などの症状により徘徊する高齢者を早期に発見し、事故防止や家族の心理的負担の軽減を図るとともに、高齢者の権利擁護という視点で見守りやネットワークの構築に努めます。

◆認知症高齢者見守り事業（認知症サポーター養成講座）

■実績

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
受講者数 (人)	637	690	700
開催回数 (回)	31	31	25

<今後の方向性>

今後も一人でも多くの認知症サポーターを養成するため、市内各地で認知症サポーター養成講座を開催します。特に、学校（小・中・高等学校など）、企業・商店組織・団体、公共サービス関係、公共交通機関、地域で生活関連の企業に携わる人、自営業者などに対しても積極的に受講を呼びかけ、開催します。

また、「市民キャラバンメイト」と連携・協力を図る中で、認知症サポーター養成講座を開催します。

■推計

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
受講者数 (人)	800	800	800
開催回数 (回)	35	35	35

②脳いきいき元気アップ教室（認知症予防教室）

市民ボランティア（団体）と協力して、二次予防事業対象者に対して、脳の活性化につながるプログラムを実施し、認知症の予防・改善を図る教室を開催し、自立した生活を支援します。

■実績

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
参加実人数（人）	18	13	8
参加延人数（人）	209	180	128
実施箇所数（会場）	1	1	1

<今後の方向性>

今後も市民ボランティア（団体）と協力・連携する中で、教室を開催するとともに、実施場所・実施回数の拡充を図ります。

■推計

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
参加実人数（人）	25	25	25
参加延人数（人）	400	400	400
実施箇所数（会場）	2	2	2

③家族介護支援事業

認知症高齢者等を現に介護している家族等の支援のため、適切な介護知識・技術の習得等を内容とした教室、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るための相談会や家族介護者相互の交流会等を開催します。

■実績

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
実施回数（回）	2	3	6

<今後の方向性>

今後も介護家族等の支援を図るため、介護家族のニーズに応じた教室・相談会・交流会を計画し実施します。

■推計

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施回数（回）	12	12	12

④徘徊高齢者家族支援サービス事業

認知症などによる徘徊の早期発見と事故防止のため、家族等が位置検索情報サービスに加入した場合、その加入金の一部を支援します。

■実績

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
利用人員 (人)	0	0	0

<今後の方向性>

徘徊の早期発見と事故防止のため、今後も事業の周知・広報に努め、事業を継続し、認知症高齢者やその家族の安心・安全な生活を確保します。

■推計

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施回数 (回)	3	3	3

(3) 生活支援サービスの確保や権利擁護の充実

①安心生活見守り事業

第5次計画では、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等の希望世帯に対して、緊急発信設備付電話を設置し、関係機関や地域住民の協力を得て、病気や事故等の緊急時の対応を行ってきました。

本計画においては、ひとり暮らし高齢者等の安心・安全な生活支援をさらに充実させるため、新たなサービスを実施します。

新たに緊急・相談通報装置を設置し、急病や事故等の緊急時の対応だけでなく、介護・医療の専門オペレーターによる日常生活における健康・介護・医療等の相談に対する助言等を24時間365日対応するとともに、定期的な連絡（安否確認）を行います。

■実績

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
設置台数 (台)	762	792	800

<今後の方向性>

ひとり暮らし高齢者等が住み慣れた地域において、安心・安全に継続して生活が送れるよう支援するとともに、日常生活における不安の解消など、システム導入による安心・安全な生活を支援します。

■推計

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
設置台数 (台)	850	900	950

②配食サービス

食事の準備が困難なひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等を対象に、食の自立と栄養改善を図るため、希望により昼・夜にお弁当を配達します。また、配達時における利用者の安否確認を行います。

■実績

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
実利用人員 (人)	305	326	360
総配食数 (食)	80,596	89,292	99,000

<今後の方向性>

今後もひとり暮らし高齢者等の食の自立と栄養改善を支援し、利用者の状況を把握する中で、配食サービスによる見守りネットワークの構築に努めます。

■推計

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用人員 (人)	400	440	500
総配食数 (食)	109,600	121,000	135,000

③権利擁護事業

高齢者が地域において、尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のための支援を行います。

<今後の方向性>

今後も日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）や成年後見制度などの権利擁護を目的としたサービスや制度を活用するなど、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、適切な支援を提供することにより、高齢者の生活の維持を図ります。

また、高齢者の権利擁護の観点から支援が必要と判断した場合には、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、消費者被害の防止など、各関係機関と連携しながら支援を行います。

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の周知を図るとともに、申立てにかかる相談支援を行います。

また、親族等による申立てができない場合には、市長申立てにかかる事務や申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行います。

■実績

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
申立件数 (件)	4	0	7

<今後の方向性>

今後、認知症高齢者等の増加に伴い、成年後見制度の需要は高まることが考えられ、制度や相談支援窓口の周知に努める必要があります。

また、親族が後見活動を担うことは難しい場合もあり、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職による第三者後見人が受任する割合が高くなっている状況もあり、今後必要性を見込んだ上で「市民後見人」の養成を行います。

■推計

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
申立件数 (件)	5	5	5

(4) その他の地域支援事業

1) 包括的支援事業

①介護予防ケアマネジメント事業

今後も自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目標とし、介護予防ケアマネジメントの質を向上させるため、個別ニーズに対応した質の高い介護予防ケアプランの作成、事業者との調整、事業評価など、介護予防マネジメントの強化を図ります。

基本的に市がスクリーニングを行い、地域包括支援センターに呈示した介護予防事業対象者の名簿に基づき、概ね次のようなプロセスにより実施する事業です。

(ア) 一次アセスメント	(イ) 介護予防ケアプランの作成
(ウ) サービスの提供後の再アセスメント	(エ) 事業評価

②総合相談支援事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者自身の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげるなど支援の充実を図ります。

<今後の方向性>

支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援へのつなぎ、継続的な見守りを行い、地域におけるさまざまな関係者のネットワークの構築を図ります。

また、各関係機関との連携、戸別訪問、情報収集等により、高齢者や家族の状況等についての実態把握を行い、支援が必要な世帯を把握し支援の充実を図ります。

■実績

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
年間相談件数 (件)	2,097	2,607	2,850
1 介護保険その他のサービス	1,942	2,428	2,600
2 権利擁護	120	149	200
【成年後見制度】	36	50	50
3 高齢者虐待	35	30	50

③包括的・継続的マネジメント事業

地域包括支援センターでは、主治医、ケアマネジャーなどのさまざまな職種との連携や、地域の関係機関との連携を図って、ケアマネジメントの支援を行ってきました。また、ケアプラン作成技術の個別指導や相談等を行うほか、地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例への指導助言等、医療機関を含む関係施設やボランティアなどさまざまな地域における社会資源との連携・協力体制の整備を行い、包括的・継続的なケア体制の構築等をめざしています。

<今後の方向性>

今後も高齢者に対し包括的・継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援します。また、ケアマネジャーに対し困難事例についての助言等を行います。

2) 任意事業

①家族介護継続支援事業

高齢者を介護している家族等の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続及び向上を図るため、必要な事業を実施します。

◆介護用品支給事業

在宅で要介護度2以上の高齢者を介護する家族の経済的負担の軽減を図るため、クーポン券を支給し、紙おむつや失禁パンツ等の介護用品の購入を支援します。

■実績

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
対象者 (人)	1, 279	1, 329	1, 380

<今後の方向性>

介護者の負担軽減を図るため、今後も事業を継続します。

■推計

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
対象者 (人)	1, 440	1, 500	1, 550

◆家族介護慰労金支給事業

要介護度3以上で1年間介護保険サービスを利用せず、1年間の入院日数が30日を超えなかった方を介護している方に慰労金を支給します。

■実績

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
利用人員 (人)	1	1	1

<今後の方向性>

介護保険サービスの利用を阻害することにならないよう配慮しつつ、引き続き対象者に対して支給します。

■推計

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人員 (人)	2	2	2

◆介護者リフレッシュ事業

今後も高齢者を介護している家族に対して、日帰り旅行や観劇等を通して介護者相互の交流と心身のリフレッシュを図るため実施していきます。

■実績

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
参加人員 (人)	25	22	60

<今後の方向性>

家族介護者が参加したいと思っただけの内容等を検討し、事業を継続します。

■推計

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
参加人員 (人)	80	80	80

◆介護相談員派遣事業

介護相談員が介護保険施設やサービス事業所を訪問し、入所者やサービス利用者から苦情や要望等を聞き、施設や事業所に橋渡しを行いながら、問題の改善や介護サービスの質的向上を目指しています。

現在 10 人の介護相談員が原則として 2 人一組で、1～2 か月に一回の割合で各施設を訪問しています。

■実績

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
訪問施設数 (箇所)	28	30	32
延訪問回数 (回)	445	454	465

※延訪問回数は相談員 1 人の訪問回数の合計です (2 人一組での訪問は 2 回としています。)

<今後の方向性>

新たな事業所についても訪問を開始するなど、介護サービスの質的な向上を目指し事業を継続します。

■推計

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問施設数 (箇所)	39	40	40
延訪問回数 (回)	500	505	505

3. 高齢者福祉サービスの実施

(1) 在宅サービス

①外出支援サービス

下肢が不自由、または障害などの理由により単独でタクシーを含むすべての公共交通機関の利用が困難で、かつ、家庭などにおいて外出手段の確保が困難な高齢者に対して、市内の医療機関・公共施設の利用や買い物を目的とした外出支援を行います。

■実績

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
利用実人員 (人)	598	645	700
利用延べ人員 (人)	13,080	14,107	15,700

<今後の方向性>

高齢者の外出を支援するため、NPO法人の状況や利用状況の把握に努め、事業を継続します。

■推計

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用実人員 (人)	740	780	820
利用延べ人員 (人)	17,400	19,300	21,400

②介護者激励金支給事業

要介護度4以上の高齢者を在宅で6か月以上介護している家族に対して、激励金を支給します。

■実績

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
支給者数 (人)	142	135	140

<今後の方向性>

介護をしている家族への支援として、事業の継続に努めます。

■推計

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
支給者数 (人)	145	150	155

③介護予防安心住まい推進事業

二次予防事業対象者等の生活機能の向上や転倒事故防止等のための住宅改修費用を助成します。

■実績

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
利用者数 (人)	—	1	3

<今後の方向性>

今後も事業の周知・広報に努め、自宅で安心・安全に暮らしていけるよう、事業の継続に努めます。

■推計

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数 (人)	15	20	25

(2) 施設サービス

①養護老人ホーム

概ね 65 歳以上の高齢者で、環境上の理由や経済的理由により、在宅での生活が困難な方が入所できます。本市においては、三愛荘の 80 室を整備しています。

また、平成 18 年度以降の入所措置基準などを見直しにより、要介護認定を受けている入所者の介護ニーズに対応するため、外部サービス利用型の特定施設としての指定も受けています。

■実績

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
施設数 (か所)	1	1	1
入所定員 (人)	80	80	80
市内施設への措置者数 (人)	67	69	69
市外施設への措置者数 (人)	5	6	6

②軽費老人ホーム

(ア) A型・B型

60 歳以上の高齢者で家庭環境、住宅事情などの理由により、在宅生活を送ることが困難な低所得者が入所する施設です。給食サービスや必要な身のまわりの世話などを行う「A型」と食事は原則として自炊の「B型」とに分かれています。

本市においては、A型は敬愛荘の 50 床、B型は岩戸ホームの 50 床の 2 施設を整備していますが、両施設とも老朽化が進んでおり、B型の軽費老人ホームについては平成 23 年度“安心サポートハウス (ケアハウス)”への建て替えが決定されています。また、A型の軽費老人

ホームについても平成 26 年度までには “安心サポートハウス” への建て替えによる整備を行います。建て替え整備の完了後は、A型・B型の両施設ともケアハウスとしての位置づけとなります。

■実績

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
施設数 (か所)	2	2	2
A型 (か所)	1	1	1
B型 (か所)	1	1	1
利用定員 (人)	100	100	100

(イ) ケアハウス

心身の機能が低下し、独立した生活を営むには不安があり、家族による援助を受けることが困難な 60 歳以上のひとり暮らしや夫婦のみの世帯の高齢者が利用できる施設です。

入浴設備の提供や食事サービス、日常生活の相談、緊急時対応が行われます。住居としての生活を保つために、個室を中心とした居室群と、共用施設としての食堂、浴室などの設備が整備されています。

本市においては、現在サンヒルズ紫豊館 15 床、ニコニコハウス 35 床、三愛荘 15 床、グリーンビラ夜久野 15 床、厚ニコニコハウス 70 床の 5 施設がありますが、今計画期間内での特定施設入居者生活介護への移行については計画をしていません。

■実績

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
施設数 (か所)	4	4	5
利用定員 (人)	80	80	150

③高齢者福祉センター

介護保険のデイサービス事業やひとり暮らし、高齢者のみの世帯に属する高齢者で、家族の援助を得られず在宅において生活することに不安のある方に対して一定の期間居住を提供する生活支援ハウス事業を行っています。

本市には、福知山市高齢者福祉センターと三和町高齢者生活福祉センターの 2 か所を整備しており、いずれの施設についても介護保険の通所介護サービスを提供しています。

■実績

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
施設数 (箇所)	2	2	2
生活支援ハウス利用定員 (人)	20	20	20

※デイサービス利用定員、生活支援ハウス利用定員は 2 か所の合計定員数です。

④有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅等

有料老人ホームは高齢者が入所し、食事の提供や日常生活上の援助を受ける施設で、現在本市には2施設があり、高齢者の多様なニーズに答えることができる居住の場を確保するために、既存の有料老人ホームのうち、1施設を特定施設入居者生活介護施設としても位置づけを行っています。

サービス付き高齢者向け住宅については、平成23年10月から施行された“高齢者の居住の安定確保に関する法律”の改正により新たに創設された住宅で、入所者の状況把握と生活相談サービスを必須とし、食事の提供や家事援助等のサービスが任意で実施される住宅で、現在市内には1施設もありません。

高齢者がどこに住み、どのようなサービスを受けるかについては、高齢者自らの選択となりますが、サービス付き高齢者向け住宅（有料老人ホームに該当するものも含め）については、需要も増えることが予想されており、今後は高齢者の新たな居住形態の1つとして整備を進めていくことも考えられることから、新たな施設については市民ニーズ等を把握する中で、関係機関と協議を進めていきます。

サービス付き高齢者向け住宅以外の有料老人ホームについては、今計画期間は市民ニーズ等を把握する中で今後の必要な施設整備のあり方を検討する期間とします。

■実績

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
施設数 (か所)	1	2	2
利用定員 (人)	69	79	79

(3) 在宅介護支援センター

身近に利用できる「安心介護の窓口」として、また、地域包括支援センターのブランチとして在宅介護支援センターを位置づけています。ここでは概ね65歳以上の高齢者やその家族に対し、ニーズに対応した保健・福祉サービスが総合的に受けられるよう支援するとともに、関係機関との連絡調整や地域における介護予防活動を行っています。

本市では、さくら苑・サンヒルズ紫豊館・ニコニコハウス・岩戸ホーム・三愛荘・ほほえみの里・三和町在宅介護支援センター・夜久野在宅介護支援センター・大江在宅介護支援センターの9か所があります。

■実績

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
施設数 (か所)	9	9	9
年間相談延人数 (人)	9,188	8,309	8,500
1 介護保険	5,101	5,540	6,000
【認定】	847	891	900
【在宅サービス】	2,872	3,111	3,200
【住宅改修・用具】	639	791	810
【施設入所】	350	485	550
【その他】	393	262	300
2 介護保険外サービス	873	960	1,000
3 権利擁護	16	45	70
【成年後見関係】	3	16	25
4 高齢者虐待関係	138	64	120
5 認知症・精神保健関係	399	280	400
6 医療・健康	836	593	700
7 介護家族	269	183	250
8 その他	1,556	644	800

第4章 高齢者を地域全体で支えるシステムづくり

1. 介護サービスの充実強化と介護予防の推進

(1) 介護サービスの適切な提供

居宅介護（支援）サービスは、住み慣れた地域や自宅などで、要介護（支援）者が可能な限りその有する心身の状態に応じ、自立した生活が継続できるよう支援します。また、今後、ますます増加、多様化する利用者の介護支援ニーズに対応できるよう、機動的かつ弾力的な居宅サービスの基盤整備に努めます。

そのためには、サービス基盤をさらに強化するため、国の制度改正にあわせ、新たに創設された24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービスの提供を検討するとともに、小規模多機能型居宅介護等の「地域密着型サービス」について、日常生活圏域の状況を鑑みて年次的に適切な整備を図ります。

(2) 介護予防の推進

介護予防については、地域包括支援センターを核として、高齢者の介護予防に関する活動の普及・啓発や地域における自発的な介護予防に資する活動の育成や支援を行います。また、二次予防事業対象者については、より効果的な介護予防メニューの提供を行い、高齢者一人ひとりの状態にあった介護予防ケアマネジメントを実施します。

さらに、介護保険サービス・予防サービスとの一貫性や連続性を確保することで包括的・継続的な支援に努めるとともに、多くの高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、本計画期間内に「介護予防・日常生活支援総合相談事業」の導入を検討するほか、既存の福祉サービスやサロン活動、多様な地域資源等との連携を進め、効果が出る介護予防の展開を行います。

2. 認知症支援策の充実

(1) 認知症高齢者ケアマネジメント体制の強化

高齢者人口の増加とともに、認知症高齢者への取り組みも充実させていく必要があります。そのためには地域全体で認知症高齢者の生活を支援し、認知症の正しい理解の普及を図るとともに、認知症の見守りや早期発見等の対応を行うなど、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、認知症高齢者に対する地域包括ケアマネジメント体制の強化を図ります。

(2) 早期診断・適切なケアの普及

認知症は早期に発見し、適切な治療を受けることが重要です。そのため、かかりつけ医と地域包括支援センターが連携を強化し、介護予防スクリーニングにおいて認知症を早期に把握するとともに、介護予防事業にて初期段階からの適切な対応を行い、認知症の進行予防に努めます。また、要介護認定申請時における相談支援及び認知症の症状などに配慮した医療機関との連携を行ない、適切な医療が選択できるよう、早期診断・適切なケアが受けられる基盤を整備します。

(3) 認知症高齢者・家族等への支援

認知症への対応は、認知症に関する正しい知識と理解に基づく家族への適切な支援を行う必要があります。さらに、認知症高齢者への権利擁護の支援や、家族介護者同士で交流をもつ機会を創出するなど、本人だけでなく、家族に対しての支援を充実します。

(4) 認知症に対する理解の促進

認知症高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるためには地域全体で、認知症についての正しい知識の普及を図り、認知症に対する啓発活動を行う必要があります。また、認知症サポーターを養成し、認知症高齢者の見守り・支援体制を充実します。

3. 生活支援サービスの確保や権利擁護の充実

(1) 見守りなど、多様な生活支援の整備

ひとり暮らし高齢者が増加する中、地域包括支援センターにおいて高齢者の見守り・支援を進める上で、より地域の特徴を活かした取り組みを進めるため、地域住民が主体となり高齢者を見守り、支援する体制が必要となっています。

また、介護知識や介護の方法等の普及、また介護相談を行うなど、地域での生活を支援する事業を推進していく必要があります。

今後もすべての人が住み慣れた地域で安心して住み続けていけるよう、地域の住民同士での身近な支え合い・助け合いができるよう、「福知山市地域福祉計画」に基づき、住民同士の交流や住民と関係機関などで地域福祉活動を推進するなかで、情報の共有を図り、問題解決に向けた取り組みを進めます。

(2) 権利擁護の推進

高齢者一人ひとりの権利が侵害されないよう、地域包括支援センターを核として、成年後見制度の啓発や利用の促進、実態の把握や、生活全体を視野に入れた幅広い観点から支援を

行うなど、地域や一人ひとりの実情に応じたケア体制を構築する必要があります。そのためには、保健・福祉・医療、そして民生児童委員や自治会等の地域における組織や関係機関・団体と連携し、高齢者の権利擁護のためのネットワークの整備を図ります。

また、成年後見制度の利用については、認知症や障がいによって、判断能力が十分でない高齢者が地域で自立した生活ができるように、専門的・継続的な視点から支援を行います。

（３）高齢者虐待への対応

高齢者の虐待への対応として、地域包括支援センターでは、相談機能の強化とともに、権利擁護の推進という視点からも啓発活動を充実させる必要があります。また、地域の実情に応じたケア体制を構築するため、保健・福祉・医療、そして民生児童委員や自治会等の地域における組織や関係機関・団体と連携した支援ネットワークの構築を図ります。

さらに、虐待を早期に発見し深刻化を防ぐため、日頃から高齢者と接する機会の多い地域の人や高齢者福祉に関する業務に携わる者がお互いに協力し、高齢者からのサインを見逃さないよう、通報などの適切な対応を促します。

（４）介護家族者への支援

要介護認定者を支える介護家族者のニーズを把握し、その内容に応じた介護サービスの基盤整備を進め、特に在宅での介護が継続して行えるよう、要介護高齢者を介護している家族に対して、身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ります。

４．医療との連携強化

（１）地域包括ケア体制の整備

地域包括ケア体制を整備するには、地域包括支援センターが相談支援、地域のネットワーク構築、ケアマネジャー支援等の役割を十分に果たすことのできるよう、機能の充実を図る必要があります。また、高齢者の個別ニーズに応じた「個別的ケア」、必要な情報、サービスを包括的に対応する「包括的ケア」、長期間にわたり、切れ目なく継続的に関わる「継続的ケア」の実現をめざし、医療・介護・福祉の連携を進め、関係機関等の連携等を図り、福知山市の地域包括ケアの体制を構築します。

（２）医療と介護の連携

今後も医療、介護、福祉のそれぞれの関係機関が連携し、介護・福祉の切れ目ないサービス提供体制の確立を図り、医療ニーズと介護ニーズを合わせた高齢者の在宅生活の支援を行います。

5. 高齢者住まいについて

(1) 高齢者の住環境の整備

地域において高齢者の安定した暮らしの確保をより一層進めるためには、医療・介護・福祉、そして住まいが連携し、安心できる介護サービスや生活支援サービスが適切に提供される住まいの供給を促進していくことが必要です。

そのため、「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」に基づき、福知山市住宅マスタープランによる「サービス付き高齢者向け住宅」や「医療・介護連携型高齢者専用賃貸住宅」など、多様な高齢者住宅のあり方を検討するとともに、介護や支援の必要な高齢者が生活する一般住宅に対しては、介護保険制度の住宅改修や高齢者住宅改修助成事業によって高齢者の身体機能の低下に配慮した住宅の整備・改善を促進します。

その他、高齢者が暮らしやすいまちづくりをめざすため、「京都府福祉のまちづくり条例」や「福知山市交通バリアフリー基本構想」に基づき、多くの人が利用する駅や駅周辺道路並びに行政機関などの主要施設の段差解消やエレベーター・エスカレーターの整備を進めていくほか、公営住宅の建て替え等については、「福知山市公営住宅等長寿命化計画」に基づいて適切な整備を行います。

第5章 高齢者が住みよい環境づくり

1. 高齢者の生きがいつくり

(1) 生きがいつくりへの参加促進

高齢者がこれまで培ってきた豊富な経験や知識、技能を活かしながら、地域社会のなかで積極的な役割を果たしつつ、さまざまな活動を楽しみながら、健康で生きがいを持って生活できるよう、環境を整備していく必要があります。そのためには高齢者の生涯学習活動、文化活動、スポーツ、レクリエーション活動、世代間交流やボランティア活動など、高齢者の生きがいつくりの支援を図ります。

また、高齢者が自立し、生きがいをもって生活するために、健康・生きがい・安心などに関する機能を総合的、計画的に整備するとともに、各種生涯学習や講座等を受けた高齢者について、人材登録を行い、講師・指導者として学んだことを地域に広めていけるよう「知の循環型社会の形成」に努めます。

(2) ボランティア活動等、社会参加の促進

ボランティア活動や社会参加を促進させるため、地域住民を対象としたセミナーの開催や高齢者がいきいきと過ごすことができるよう交流活動等の促進を行い、ボランティアの養成に努める必要があります。そのため、高齢者の生きがいの場を確保する観点から、活動しやすい環境整備に努め、ボランティア活動の充実を図ります。

また、高齢者がさまざまな人たちとの交流や社会参加を通じて他者とのつながりを構築することができるよう、高齢者が自身の介護予防や健康増進、そして地域貢献ができる「介護支援サポーター制度」の充実を図るなど、社会貢献活動や地域の活性化、高齢者の自立につながる取り組みを推進します。

2. 安心・安全のまちづくりの推進

(1) 高齢者に配慮したまちづくりの推進

新築及び既存の建物を対象に、高齢者に配慮した居住対策を推進するだけでなく、高齢者のみならず、すべての人が日常生活や社会参加活動を容易に行えるよう、公共交通機関、道路、旅客施設のバリアフリー化など安全で快適な移動手手段の整備を促進します。

(2) 福祉コミュニティの醸成

今後も高齢者が生活の場である地域において、市民同士の助け合いや支え合いによって暮らすことができる福祉コミュニティづくりを推進します。そのため、身近な相談機関として

地域包括支援センター機能の充実を図ります。

また、高齢者のニーズを捉えた支援を提供できるよう、医療・介護・福祉の連携など、各種関係機関や団体と連携したケア体制の構築を行います。

（３）福祉学習の推進

さまざまな福祉体験や学びを通して、自分の暮らすまちの福祉に関心をもち、理解を深めることができるよう、福祉学習の推進を図るとともに、自治会や民生委員、ボランティア、さらには地域と学校が連携した福祉学習の取り組みの支援に努めます。

（４）情報提供体制の確立

市民・事業者・行政の“協働”による施策を推進していくためには、情報の共有が重要となります。そのため、介護保険制度や介護サービスの内容が市民に理解されるよう、介護保険の運営状況や各種サービスの内容、サービス提供事業者の紹介などのさまざまな内容を広報やホームページ、パンフレットを通して積極的に情報の提供と窓口等での広報活動に努めます。

（５）交通安全・防火防災・防犯対策の強化

いつまでも住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けるためには、高齢者や家族を対象とした交通安全教育を推進し、高齢者などの交通安全対策やドライバーに対する安全運転の啓発に努めます。

また、防火防災に関しては、火災防止の知識や地震、洪水などの災害時の対処方法などについて啓発を推進するとともに、災害時における要配慮者マップ等を作成するほか、地域における防災組織を育成するとともに、消防など関係機関との連携を強化し、高齢者が暮らす住宅の防火防災対策の推進を図ります。さらに、地域ふれあいネットワーク事業の充実と推進を図ります。

一方、防犯対策に関しては、犯罪等の未然防止に関する意識の向上を図るとともに、市民自らが行う地域の安全の確保に関する自主的な活動の促進を図ります。

その他、高齢者の消費者被害については正しい知識の普及を図り、消費者被害を防止できるよう、消費生活に関する情報を収集し、さまざまな媒体を活用した情報提供及び啓発に努めます。

3. 関係機関等の連携体制の確立

(1) 社会福祉協議会

本市の社会福祉協議会は、社会福祉活動を推進することを目的とした民間組織で、社会福祉法により地域福祉の推進の一翼を担っています。

社会福祉の構造が地域福祉へと急速に進み、市民の社会福祉協議会への期待が高まるなか、今後も福祉の両輪としての社会福祉協議会が展開する地域福祉活動及び財政基盤の整備等を支援・継続すると共に、地域課題に対応した取り組みを図ります。

(2) 地区福祉推進事業

高齢者をはじめとするすべての方が、地域や家庭で安心して暮らしていくためには、社会のなかで、すべての方がその人らしく自立して生きる力を高めることを地域全体で支援する体制づくりがますます重要となってきています。

そのため、「福祉のまちづくり」の実現を目指して、市内 22 の地区で組織化された「地区福祉推進協議会」が取り組んでいる地域づくり活動や小地域ネットワーク活動を支援するとともに、さらなる活動の発展と充実に努めます。

今後もこれまで取り組んできた地域の諸活動については、地域別に評価していくとともに、地区の情勢にあった課題を整理し、課題解決のための地域支援を引き続き実施します。

(3) ボランティア・NPO等との連携

地域に根ざしたボランティア・NPO等の活動が展開されるよう、社会福祉協議会等、関係機関と連携を図りながら、必要な支援を行うほか、今後もボランティア・NPO等との連携を図り、それぞれが担うべき役割を認識し、“役割分担”と“協働”の考え方のもと、さまざまな地域の課題に対して、効果的な事業が展開されるよう努めます。

また、さまざまな地域の課題に対応するため、ボランティア・NPO等の意識の高揚を図るとともに、誰もが活動に参加・参画しやすい環境づくりに努めます。

さらに、ボランティア活動やNPO等の活動がさらに活性化するよう、各種センター機能の強化を図り、リーダーやコーディネーターの養成や起業の支援などや、各種活動に関する情報提供等を図ります。

第6章 計画の円滑な推進に向けて

1. 関係機関との連携及び役割の強化

高齢者が、住み慣れた地域において、いつまでも自分らしくいきいきと暮らすことができるよう、地域包括支援センターを中心とした高齢者支援の体制づくりを進めます。

また、介護予防の取り組み、日常生活における支援、緊急時の支援など、高齢者が安心して暮らすことができるようにするための支援を充実します。

そして、これらの支援体制が円滑に機能するよう、保健・福祉・医療の連携強化はもちろん、各種関係機関や地域におけるネットワーク等、フォーマル・インフォーマルを問わず連携の強化を図り、地域で支える包括的な支援体制を構築します。

2. 地域包括ケアシステムの推進

(1) 福知山市における地域包括ケアシステムの考え方

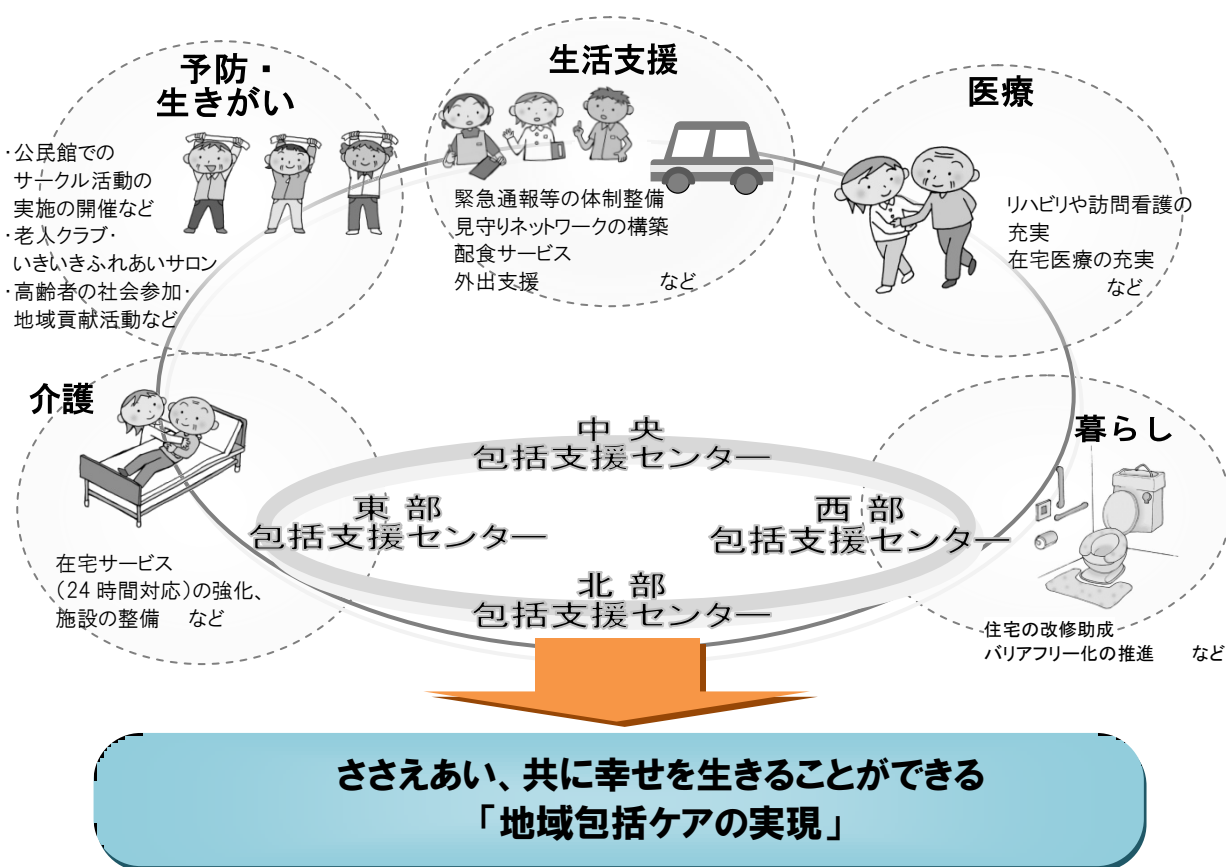
本市の特性として、山間地、田園地域、中心市街地域、住宅地域などさまざまな地域特性が見られます。このような地域特性を踏まえて、本市の日常生活圏域を6圏域と設定し、市直営で地域包括支援センターを1か所設置し、地域の実情に応じて、東部・西部・北部にサブセンターを設置し、高齢者一人ひとりの状況にあった包括支援体制を進めてきました。

また、地域包括支援センターのランチ機能として、在宅介護支援センターを中学校区に1か所設置し、ニーズに対応した保健・福祉サービスの相談支援、関係機関との連絡調整や介護予防活動等を行っていますが、山間地域と市街地域においては、求められる高齢者のニーズやサービスも異なることから、今後ともきめ細やかなサービスの提供や相談支援体制を構築していく必要があります。

さらに、京都府が推進している「京都式地域包括ケアシステム」との整合性を図りながら、高齢者の個別ニーズに応じた「個別的ケア」、必要な情報、サービスを包括的に対応する「包括的ケア」、長期間にわたり、切れ目なく継続的に関わる「継続的ケア」の実現をめざし、本市においても、医療・介護・福祉の連携を構築していかなければなりません。

このような体制を実現させるため、地域包括支援センターの機能強化を図り、地域における関係機関等（開業医などの医療関係者、介護施設などの関係者、民生児童委員、社会福祉協議会等）の連携及び在宅介護を支える医療系サービスの充実や安心して暮らせる環境の整備、関係機関とのネットワークの強化、人材の育成等を充実させ、福知山市の地域包括ケアの体制を構築していきます。

■福知山市における地域包括ケア体制のイメージ図



(2) 地域包括支援センターの機能強化

地域の高齢者すべての心身の健康維持や地域の保健・福祉・医療の向上・増進のために必要な支援を包括的に行い、地域ケアの総合的な推進を図るため、地域包括支援センターの機能を強化するとともに、適正かつ円滑な運営をめざします。

さらに、地域包括支援センターの活動目的は、地域ケアの実現ですが、そのためには「地域包括支援体制」を確立する必要があるとあり、今後も以下の視点に立った活動が求められます。

●総合性・個別性

高齢者の多様なニーズや相談を総合的かつ個別的に受け止め、高齢や要介護状態になっても、自立した生活を維持していくための総合的な取り組みを構築し、尊厳ある生活の継続のために必要な支援につなげます。

●包括性

介護保険サービスのみならず、地域の保健・福祉・医療に関するサービスやボランティア活動、支え合いなどの多様な社会資源を結びつけます。

●継続性

高齢者の心身の状態の変化に応じて、生活の質が低下しないように適切なサービスを継続的に提供します。

①基本機能

(ア) 共通的支援基盤構築

地域における、総合的、重層的な、サービスネットワークの構築を図ります。

(イ) 総合的かつ個別的相談支援・権利擁護

高齢者の相談を総合的に集約・把握し、実態把握に努め、必要なサービスにつなげるとともに、虐待防止などの高齢者の権利擁護に努めます。

(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者に対して包括的・継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援します。

(エ) 介護予防マネジメント

介護予防事業、新たな予防給付が効果的・効率的に提供されるよう、適切なマネジメントを行います。

②現状と展望

地域包括支援センター設置数状況としては、平成 18 年 4 月に市直営で 1 か所設置し、10 月には東部・西部・北部の 3 支所内にサブセンターを設置し、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等 12 名の専門職を配置しています。

今後はより地域に密着した体制を図り、多種多様な地域や高齢者のニーズに対応していくため、地域包括支援センターを各圏域に 1 か所設置することや地域包括支援センターの委託についても検討していきます。

③運営協議会

地域包括支援センター運営協議会は、円滑かつ適切な設置・運営及び適正な評価を図り、センターの公正・中立性を確保するとともに、包括的支援事業の円滑な実施を図るため設置しています。

(3) 地域リハビリテーションの推進

寝たきりなど的高齢者の状態がさらに悪化することをできる限り予防するとともに、自立した生活を確保するため、疾病の予防から早期発見、治療、生活指導、リハビリテーションに至る一貫した介護予防対策の推進に努めます。

さらに、身近なところでこれらのサービスを受けられる環境づくりを進めるとともに、関係機関の協力のもと、介護保険による通所及び訪問型リハビリテーションの充実と普及に努めます。

(4) 高齢者福祉・介護を担う人材育成と確保

今後ますます多様化する高齢者福祉・介護ニーズに対応するため、国及び京都府、関係団体と連携し、安定的な人材確保に努めていかなければなりません。国においては、平成5年に策定された「社会福祉事業に従事する者の確保をはかるための措置に関する基本的な指針」の見直しが行われ、“福祉・介護サービスの周知・理解”“多様な人材の参入・参画の促進”など、人材確保のための5つの視点が整理されました。本市において高齢者福祉・介護を担う人材を安定的に確保していくため、同指針をふまえ、関係団体等ならびに国及び京都府と連携して、21世紀を担う福祉・介護サービス分野の人材の量と質を高めていくための施策の推進に努めます。

また、高齢者福祉・介護労働力という視点と、“地域のことは地域で守っていく”という視点から、ホームヘルパーの育成支援やボランティア活動の支援に努めるとともに、地域で暮らす人々が互いに助けたり、助けられたりする意識をもった人材の育成と確保に努めます。

(5) 地域福祉の推進

わが国における戦後の社会福祉制度の基本的な枠組み（基本構造）を定めてきた社会福祉事業法が大幅に改正され、社会福祉法として平成12年6月に公布されました。これを受けて、従来の児童、障害者、高齢者といった個別分野計画にとらわれず、地域住民が参加して、地域の特色に沿ったきめ細かい総合的なサービスを展開するための、「地域福祉計画」の策定が必要となっており、本市においても、平成18年3月に「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」ができる仕組みをつくるため、「福知山市地域福祉計画」を策定しました。

今後も「市民一人ひとりを大切に思い、人と人とのつながりを大事にし、地域の持てる力を強め、活かしながら、共に助け合い、お互いを認め合いながら支え合う地域づくり」、また「市民・福祉団体・行政等がそれぞれの役割のなかで、お互いに力を合わせられる関係を作り、協働しながら『地域ぐるみの福祉』を推進する」ことをめざし、さまざまな生活課題について、市民一人ひとりの努力（自助）、市民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携のもと、高齢者をはじめあらゆる方を地域全体で支えるシステムを構築します。

3. 情報提供・相談体制の推進

市民・事業者・行政の“協働”による施策を推進していくためには、情報の共有が重要となるため、今後も広報を含めた情報システムの整備を推進します。

また、介護保険制度を定着させ、安定的に運用していくには、利用者である高齢者や被保険者である市民が制度について十分に理解することが重要です。本市においてはこれからも利用者の声をサービスに反映させ、よりよいサービスが提供できるような仕組みづくりを進めます。

今後も地域包括支援センターを核として、各職種間が相互に連携・協働しながら、高齢者の尊厳を保持し、高齢者の立場に立った介護保険サービスが提供できるよう、相談業務活動をさらに充実します。

4. 評価及び進行管理の体制の構築

本市における高齢者施策を総合的に推進していくためには、計画の進捗状況の点検及び評価・分析は不可欠であり、「計画（Plan）-実施・実行（Do）-点検・評価（Check）-処置・改善（Action）」の「PDCAマネジメントサイクル」に基づく、計画の進行管理を強化していくことが必要となります。介護サービス事業者が自ら行うサービス評価とともに、利用者や介護者の立場から第三者評価を実施できる体制づくりを推進します。